

平成29年度

東北工業大学の現状と課題

自己点検・評価報告書

ま え が き

本学における自己点検・評価は、平成6年度を初回として、以後平成9年度、平成13年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度、平成26年度と、7回にわたる取り組みを行い、「東北工業大学の現状と課題」を刊行するとともに、公表を行ってまいりました。

自己点検・評価は、教育研究水準の向上を図り、教育目的および社会的使命を達成するために、教育研究活動の状況について自ら点検および評価を行うものであり、その結果を踏まえて大学運営の改善に取り組んでまいりました。

こうした継続的改善の取り組みが定着してきたことが、本学に対する認知度の向上及び入学志願者の増加に繋がり、結果として、平成28年度は6年ぶりに入学定員を上回る入学者を確保し、平成29年度及び平成30年度も引き続き入学定員を満たすことができました。

さらに、学修支援体制を充実させるなど、退学者の減少に向けた努力を積み重ねた結果、平成30年度（5月1日時点）は、7年ぶりに収容定員を充足することができました。

また、前回の自己点検・評価以降、本学では、教育研究のさらなる充実を図ることを目的とし、平成29年度より、工学部「知能エレクトロニクス学科」を、本学科の教育と研究の基盤となる学問名称である「電気・電子工学」の言葉を用いて、「電気電子工学科」に名称変更し、学科の専門性や教育理念を広く学外に周知するとともに、時代の流れに応じて定員の適正化を図るため、工学部環境エネルギー学科と、ライフデザイン学部経営コミュニケーション学科の収容定員を変更しました。

今回の自己点検・評価では、平成27年度から平成29年度における本学の現状と課題についての分析と、点検・評価を行いました。この結果に基づく今後の改善・向上の方策は、平成30年度に最終年度を迎える第2次5ヵ年計画の総括と併せて、次期中期計画に反映させ、計画的かつ着実に実行していくとともに、今後もなお一層、財政基盤の強化を図りながら、教育・研究改善の取り組みを推進していく所存であります。

大学評価総括委員会

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1 使命・目的等	9
基準 2 学生	17
基準 3 教育課程	31
基準 4 教員・職員	38
基準 5 経営・管理と財務	45
基準 6 内部質保証	57
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	
基準 A 地域連携・産学官連携	64
基準 B 高大連携	67
V. 特記事項	69
【巻末資料 1】法令等遵守状況一覧	
【巻末資料 2】エビデンス集（データ編）	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 東北工業大学の建学の精神および大学の基本理念

○東北工業大学の建学の精神

「わが国、特に東北地方の産業界で指導的役割を担う高度の技術者の養成」

○東北工業大学の基本理念

「人間・環境を重視した、豊かな生活のための学問を創造し、それらの統合を目指す教育・研究により、持続可能な社会の発展に寄与する」

○東北工業大学のスローガン

「創造から統合へ－仙台からの発進－」

東北工業大学（以下「本学」という）は、「わが国、特に東北地方の産業界で指導的役割を担う高度の技術者の養成」を建学の精神として、昭和 39（1964）年 4 月に創設された。本学は平成 26（2014）年度に創設 50 周年を迎え、35,000 人以上の学士、修士、博士を世に送り出し、わが国とりわけ東北地域の産業・経済の発展に大きく貢献してきた。

建学の精神は、技術者として確固たる職業意識をもち、現場でのさまざまな技術的ニーズに積極的かつ創造的に対応することのできる、中核的な技術者の養成にある。東北地域にあっては、卒業生を受け入れる企業等は概して中・小規模のものが多く、それらの企業等は、その擁する限られた技術系スタッフをフル活用し、社会の様々なニーズに対応しているのが一般的である。このため大学においても、専攻分野のみにとらわれることなく、その企業等が参入する多様な分野での業務において積極的に活躍できるような人材育成が求められてきた。本学は早くより、こうした地域社会の要請に沿うべく様々な施策を実施してきた。

気候変動に伴う環境変化は、科学的には検証の余地があるとは言え、人類が受け入れざるを得ない現実となりつつある。またわが国、特に東北地方においては、予てより少子高齢化が課題となっていたが、東日本大震災を経てその先進性すなわち社会変動が大きな社会問題となっている。本学の基本理念「人間・環境を重視した、豊かな生活のための学問を創造し、それらの統合を目指す教育・研究により、持続可能な社会の発展に寄与する」は、良好な環境と調和のとれた産業・経済の発展のため、より一層、意義を強くしたところである。

本学は、こうした社会の新しいニーズに応えるべく、21 世紀初頭に「創造から統合へ－仙台からの発進－」をスローガンとして掲げ、教育と研究の両面で、地域社会と密接に連携した諸活動を積極的に展開している。従来の学術研究は、それぞれの専門分野の体系化を重視して進められてきたと言える。そのため、異なる学問分野間の交流は限られたものとなり、また、本来人類の福祉や平和、繁栄などに貢献するという使命を担う学問が、効果的にその使命を果たしえない状況も生まれてきた。地球環境問題を例にとると、これは人類の社会・経済活動の規模が拡大して、地球の環境浄化能力の有限性と抵触するようになった結果として生じた問題であると言える。この問題を克服して持続可能な社会を実現するためには、科学技術だけでなく、伝統的なアカデミズムを超えた、人文・社会科学と理系諸科学の緊密な連携に基づく新たな価値観・倫理観の確立が不可欠である。

日本学術会議は、「創造モデル研究」、「展開モデル研究」、「統合モデル研究」という全く新しい科学分類を提唱した。これは当時の本学学長岩崎俊一・本学名誉理事長が主導した概念で

ある。創造・展開・統合は、一方では学術研究の時間進化の方向性を示しているが、一方では循環概念の導入により、これら三者が相互に作用しつつ同時に進行するというメカニズムを示している。この新しい学術研究の理念は、研究活動の実態に即した分類であるに留まらず、今後の方向性として「統合科学」の推進を強く促すものとなっている。

本学のスローガンは、この考え方を本学の教育研究活動全体に敷衍したものである。本学の教育研究活動を真に実社会に融合させることにより、今後の地域社会の発展に貢献せんとする本学の決意を表明したものであり、東北工業大学の建学の精神に基づく本学の基本理念を端的に表現するものである。

2. 東北工業大学の使命・目的

○教育方針

「専門家として必要な素地、調和の取れた人格、優れた想像力と実行力を備えた人材の育成」

○学生が身に付けるべき学士力

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1) 知識と理解力 | 4) コミュニケーションスキル |
| 2) 論理的思考と分析スキル | 5) 課題発見とその解決能力 |
| 3) 協調性と適応力 | 6) 国際理解力と語学力 |

○A E G G ポリシー

A：入学（Admission）ポリシーであり、入学者受入れの方針

E：教育（Education）ポリシーであり、教育課程表の編制・実施の方針

G 1：卒業（Graduation）ポリシーであり、学位授与方針

G 2：指導（Guidance）ポリシーであり、学生の指導方針

○将来ビジョン

「東北地方における私学として最も魅力のある文理融合型の工科系大学」

- ① 地域に根ざし、地域のニーズに応え、地域から信頼される大学
- ② きめ細かな教育により高度の知識・技術を身につけた人材を育成する大学
- ③ 財政基盤を確立し、未来に向けて発展し続ける大学

建学の精神および基本理念に基づき、本学は「専門家として必要な素地、調和の取れた人格、優れた想像力と実行力を備えた人材の育成」を教育方針に定めている。本学は、東北の中心地・仙台市にキャンパスを持つ唯一の工科系大学である。伝統と文化を有するこの地域の特徴を重視し、その特性を生かし、かつそれを普遍化した学問を教育・研究することにより、社会が真に必要なとする優れた人材を育成することが、本学の教育目的である。

本学の理念および教育方針に基づき、本学では学生が身につけるべき学士力として、以下にあげる6つの能力・スキルを定めている。それを具体的に各能力と関連づけると以下のようになる。

1) 知識と理解力

文化性、人間性、社会性を備えた科学力と専門能力

2) 論理的思考と分析スキル

現象や結果に基づいて展開、解析、方向性を導く能力

3) 協調性と適応力

集団の一員としての状況を正しく理解して主体的に取り組む能力

4) コミュニケーションスキル

自己表現と相互理解の能力

5) 課題発見とその解決能力

総合的能力を駆使して、新しい現象・課題を発見し、その理解・解決ができる能力

6) 国際理解力と語学力

地球的課題、多様な文化、価値観の相違を理解し、国際的に通用するコミュニケーション能力

また、これらの学士力を身につけさせるための具体的な方針として、AEGG（エーエッグ）ポリシーを制定している。AEGG ポリシーの“Policy A”とは、入学（Admission）ポリシーであり、入学者受入れの方針を定めたものである。具体的には、本学の人材育成の目標達成のため、入学後の成長が期待される人材として、

- ① 基礎学力を身につけ、総合的な判断力を有すること
- ② 専門分野に秀でた能力を有すること
- ③ 意欲的で目的意識が明確なこと
- ④ 多様な活動実績や一芸に秀でた能力を有すること

のいずれかを評価して入学者を受け入れるとしている。

“Policy E”とは、教育（Education）ポリシーであり、教育課程表の編成・実施の方針を定めたものである。具体的には、

- ① 目標 GPA の設定
- ② 各学科目と身につけるべき能力の対応関係の明示
- ③ 社会的視点や人間形成に資する内容を盛り込んだ専門と教養の統合
- ④ 初年次からのセミナー系科目と卒業研修科目までの少人数教育の一貫性
- ⑤ 科目間の連携を明示したモデルカリキュラム

としている。

“Policy G1”とは、卒業（Graduation）ポリシーであり、学位授与方針を定めたものである。具体的には、本学の学生が身につけるべき学士力を学科目ごとに評価するとともに、その総合評価として「卒業研修（卒業制作）」の組織的・客観的評価により卒業認定を行う、としている。

最後にあげる“Policy G2”とは、指導（Guidance）ポリシーであり、学生の指導方針を定めたものである。先にあげた3ポリシーにもとづく学士力の要請に加えて、総合的人間教育の観点から学生の生きる力を高めるために定めたものである。具体的には、本学学生の個性を重んじ、その成長、進路の自己設計のため、

- ① 学内外の多様な正課外活動の体験を通した社会の一員としての意識の醸成
- ② キャリア教育を通した職業人としての意識の醸成

を方針として、指導している。

上述の全学共通の AEGG ポリシーを基盤に、学部、学科、センターごとにその専門性を踏まえた AEGG ポリシーを平成 29（2017）年度に定め、それらに基づく教育・指導の施策を進めている。

平成 26（2014）年度より開始された第 2 次 5 ヶ年計画において、建学の精神をよりどころとして、大学のあるべき姿、進むべき方向として以下のビジョンを策定した。

「東北地方における私学として最も魅力のある文理融合型の工科系大学」

- ①地域に根ざし、地域のニーズに応え、地域から信頼される大学
- ②きめ細かな教育により高度の知識・技術を身につけた人材を育成する大学
- ③財政基盤を確立し、未来に向けて発展し続ける大学

大学院において、以下の教育目標を定めている。

○工学研究科

「本研究科は、東北地方を中心とした地域社会から国際社会に及ぶ広範囲な領域において、持続可能な社会に寄与する科学技術、環境技術、産業、生活、芸術文化にかかわる高度な専門性と卓越した創造性、統合的能力および国際理解力を有する技術者ならびに研究者を育成することを目的とする。」

○ライフデザイン学研究科

「本研究科は、東北地方を中心とした地域社会から国際社会に及ぶ広範囲な領域において、持続可能な社会や生活文化の実現に寄与する科学技術、環境技術、産業、芸術の統合につとめ、これにかかわる高度な専門性と卓越した創造性、教養および国際理解力を有する技術者、デザイナーならびに研究者を育成することを目的とする。」

3. 東北工業大学の個性・特色等

○東北工業大学のスローガン

「創造から統合へー仙台からの発進ー」

○将来ビジョン

「東北地方における私学として最も魅力のある文理融合型の工科系大学」

- ① 地域に根ざし、地域のニーズに応え、地域から信頼される大学
- ② きめ細かな教育により高度の知識・技術を身につけた人材を育成する大学
- ③ 財政基盤を確立し、未来に向けて発展し続ける大学

○A E G G ポリシー

A：入学（Admission）ポリシーであり、入学者受入れの方針

E：教育（Education）ポリシーであり、教育課程表の編制・実施の方針

G 1：卒業（Graduation）ポリシーであり、学位授与方針

G 2：指導（Guidance）ポリシーであり、学生の指導方針

東北工業大学のスローガン「創造から統合へー仙台からの発進ー」は、本学の建学の精神に基づく本学の基本理念を端的に表現するとともに、本学の個性・特色を最も端的に表現していると言える。つまり「創造」とは、本学が目指す学士力を備えた有為の人材の育成であり、社

会のニーズに対応できる研究、学問さらには新たな産業の創造であり、「統合」とは、育成された人材が将来の社会に貢献することであり、研究の成果や確立された学問が産業界や地域に活用され、社会の発展と人類の幸福、さらには文化、文明に貢献することである。

本学の建学の精神に基づく基本理念そしてスローガンを、大学のあるべき姿、進むべき方向すなわちビジョンとして明文化したものが、「東北地方における私学として最も魅力のある文理融合型の工科系大学」である。特に「①地域に根ざし、地域のニーズに応え、地域から信頼される大学」は、教育・研究・社会貢献の創造と統合を目指す本学の重要な個性であり特色であると考えている。

AEGG ポリシーは、本学の定める学士力を身につけさせるための具体的な方針であるが、昨今わが国の全ての大学に求められている3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に加えて、G2:学生の指導（Guidance）ポリシーを、総合的人間教育の観点から学生の生きる力を高めるために定めたものであり、特徴的である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 35 年 12 月	・ 学校法人東北電子学院設立認可 ・ 東北電子工業高等学校設置認可
昭和 36 年 4 月	・ 東北電子工業高等学校開校
昭和 39 年 4 月	・ 東北工業大学開学 ・ 工学部電子工学科・通信工学科を設置
昭和 40 年 4 月	・ 法人名を学校法人東北工業大学に改称
昭和 41 年 4 月	・ 工学部に建築学科を増設
昭和 42 年 4 月	・ 工学部に土木工学科・工業意匠学科を増設
平成 4 年 4 月	・ 東北工業大学大学院を開設 ・ 工学研究科通信工学専攻・建築学専攻・土木工学専攻の修士課程を設置
平成 5 年 4 月	・ 大学院工学研究科に電子工学専攻の修士課程を増設
平成 6 年 4 月	・ 大学院工学研究科に通信工学専攻・建築学専攻の博士課程を設置
平成 7 年 4 月	・ 大学院工学研究科に電子工学専攻・土木工学専攻の博士課程を増設
平成 12 年 4 月	・ 大学院工学研究科にデザイン工学専攻の修士課程を増設
平成 13 年 4 月	・ 工学部に環境情報工学科を増設
平成 14 年 4 月	・ 大学院工学研究科にデザイン工学専攻の博士課程を増設
平成 15 年 4 月	・ 工学部土木工学科を建設システム工学科に名称変更 ・ 工学部工業意匠学科をデザイン工学科に名称変更 ・ 大学院工学研究科に環境情報工学専攻の博士前期課程・博士後期課程を増設
平成 16 年 4 月	・ 工学部通信工学科を情報通信工学科に名称変更
平成 19 年 4 月	・ 工学部電子工学科を知能エレクトロニクス学科に名称変更
平成 20 年 4 月	・ 工学部デザイン工学科の学生募集を停止 ・ ライフデザイン学部クリエイティブデザイン学科、安全安心生活デザイン学科、経営コミュニケーション学科を設置
平成 23 年 4 月	・ 工学部建設システム工学科を都市マネジメント学科に名称変更
平成 24 年 4 月	・ 工学部環境情報工学科の学生募集を停止 ・ 大学院工学研究科デザイン工学専攻の博士前期課程・博士後期課程の学生募集を停止 ・ 工学部に環境エネルギー学科を増設 ・ 大学院ライフデザイン学研究科デザイン工学専攻の博士前期課程・博士後期課程を設置
平成 25 年 3 月	・ 大学院工学研究科デザイン工学専攻の博士前期課程・博士後期課程を廃止
平成 27 年 3 月	・ 工学部デザイン工学科を廃止
平成 29 年 4 月	・ 工学部知能エレクトロニクス学科を電気電子工学科に名称変更
平成 30 年 3 月	・ 工学部環境情報工学科を廃止

2. 本学の現況（平成 29 年 5 月 1 日現在）

(1) 大学名 東北工業大学

(2) 所在地

キャンパス名	所在地
八木山キャンパス	宮城県仙台市太白区八木山香澄町 35 番 1 号
長 町キャンパス	宮城県仙台市太白区二ツ沢 6 番

(3) 学部・大学院の構成

①学部

工学部	ライフデザイン学部
電気電子工学科	クリエイティブデザイン学科
情報通信工学科	安全安心生活デザイン学科
建築学科	経営コミュニケーション学科
都市マネジメント学科	
環境情報工学科	
環境エネルギー学科	

②大学院

工学研究科 博士（前期・後期）課程	ライフデザイン学研究科 博士（前期・後期）課程
電子工学専攻	デザイン工学専攻
通信工学専攻	
建築学専攻	
土木工学専攻	
環境情報工学専攻	

(4) 学部・大学院の学生数

①学部

(人)

学部	学科	入学 定員	収容 定員	在籍 者数	年次別在籍者数			
					1 年	2 年	3 年	4 年
工学部	電気電子工学科	120	480	434	132	113	88	101
	情報通信工学科	120	480	499	136	167	96	100
	建築学科	120	480	572	147	160	135	130
	都市マネジメント学科	80	320	309	115	88	58	48
	環境情報工学科	—	—	2	—	—	—	2
	環境エネルギー学科	80	380	259	61	77	63	58
工学部計		520	2,140	2,075	591	605	440	439
ライフ デザイ ン学部	クリエイティブデザイン学科	80	320	302	103	74	69	56
	安全安心生活デザイン学科	80	320	310	92	69	88	61
	経営コミュニケーション学科	80	260	314	110	69	80	55
ライフデザイン学部計		240	900	926	305	212	237	172
合計		760	3,040	3,001	896	817	677	611

②大学院

(人)

研究科	専攻	博士前期課程			博士後期課程		
		入学 定員	収容 定員	在籍 者数	入学 定員	収容 定員	在籍 者数
工学研究科	電子工学専攻	5	10	4	2	6	0
	通信工学専攻	5	10	3	2	6	1
	建築学専攻	5	10	17	2	6	1
	土木工学専攻	5	10	7	2	6	0
	環境情報工学専攻	5	10	7	2	6	0
工学研究科計		25	50	38	10	30	2
ライフデザイン学 研究科	デザイン工学専攻	5	10	3	2	6	1
ライフデザイン学研究科計		5	10	3	2	6	1
合計		30	60	41	12	36	3

(5) 教員数

(人)

学部等	専任教員					助手
	教授	准教授	講師	助教	計	
工学部	31	24	6	5	66	4
ライフデザイン学部	17	12	2	0	31	0
共通教育センター 教職課程センター	8	7	0	0	15	0
その他	2	0	0	0	2	0
合計	58	43	8	5	114	4

※客員教員を含む

※学長を除く

(6) 職員数

(人)

区分	事務系職員					技術職員等
	正職員	嘱託	パート等	派遣	計	
人数	64	11	10	3	88	8

※技術職員等：教育支援系技術職員、課外活動指導系技術職員、学修支援担当職員含む

※事務局長を除く

※高校職員を除く

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

(1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

- ・建学の精神「わが国、特に東北地方の産業界で指導的役割を担う高度の技術者の養成」に則り、理念、教育方針を定めて、本学の使命や目的を示すとともに、本学の学生が身につけるべき学士力を具体的に定め、それを達成するための4つの方針（AEGG ポリシー）を定めて教育目標を明確にしている。
- ・大学院についても、建学の精神に則り、理念・目的を定めて、本大学院の使命や目的を示すとともに、それを達成するための教育目標を研究科別に明確にしている。
- ・「大学案内」、「大学院案内」や大学ホームページなどで学内外に本学の使命、目的及び教育目標を明示している。

【自己評価】

- ・「大学案内」、「大学院案内」、大学ホームページなどに明示されている本学の使命、目的及び教育目標は具体的で明確であると判断している。

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

- ・本学の理念、目的及び教育目標を文章で明確に示している。

【自己評価】

- ・「大学案内」、「大学院案内」、大学ホームページなどに明示されている本学の使命、目的及び教育目標は具体的で明確であり、その表現は簡潔であると判断している。

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

- ・使命や目的は本学の理念、教育方針に定められており、それを達成するための方針、すなわち「入学受入れ：Admission」「教育課程表の編成・実施：Education」「学位授与：Graduation」「学生の指導：Guidance」の4つの方針（「AEGG ポリシー」）を定めている。それは、教育方針である「専門家としての必要な素地」「調和のとれた人格」「優れた創造力と実行力を備えた人材育成」を具現化するための方針であり、「学生の好奇心を満たす充実のカリキュラム」、「社会人基礎力を養うキャリアサポートプログラム」、「学業とともに人格形成や生活面での学生支援」などへと反映されている。理念、

方針、そしてそれを達成するプログラムが一体となっている。

- ・大学院についても、その使命や目的は大学院の理念に定められており、それを達成するための方針、すなわち「入学者受け入れ：Admission」、「教育課程の編成と目的：Curriculum」、「課程の修了要件：Diploma」の3つのポリシーを方針として定めている。それらは、研究科ごとの教育目標を具現化するための方針であり、各専攻における教育プログラムへと反映されている。すなわち、大学院にあっても、理念、方針、そしてそれを達成するプログラムが一体となっている。

【自己評価】

- ・理念、教育方針などが「大学案内」、「大学院案内」などに明示され、また、「学生便覧・シラバス」や「学生生活」などに具体的に説明されている。これらの内容は本学の個性と特色を反映していると判断される。

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

- ・工学の単科大学として開設された本学が、その精神を引き継ぎながら、平成 20（2008）年度に人間と環境の視点に重きを置いた文理融合型の大学へと変革し、工学部に加えライフデザイン学部を設置した。建学の精神は、現在まで9代にわたる歴代の学長に引き継がれているが、中長期的な将来構想としては、第1次5ヵ年計画に続いて、平成 25（2013）年に第2次5ヵ年計画（平成 26（2014）年度～平成 30（2018）年度）が策定されている。そこでは、従来までの本学の理念・教育目標を確認し、東北地方における私学として最も魅力ある文理融合型の工科系大学を目ざすために、「地域に根ざし、地域のニーズに応え、地域から信頼される大学」、「きめ細かな教育により高度の知識・技術を身につけた人材を育成する大学」、「財政基盤を確立し、未来に向けて発展し続ける大学」を、本学の具体的大学像として掲げている。平成 30（2018）年度には次期中期計画が策定される予定である。
- ・平成 26（2014）年 8 月、理事会のもとに「学部・学科の改組・再編検討のためのプロジェクトチーム」が設置され平成 27（2015）年 3 月に答申書が提出されたが、これは平成 29（2017）年 4 月の「学部・学科の改組・再編検討のための第二次プロジェクトチーム」設置へと発展し、平成 29（2017）年 7 月に中間答申、平成 30（2018）年 1 月に最終答申書が提出され、全教職員に開示、意見交換の後、平成 30（2018）年 3 月の理事会での決定に至っている。内容は、新学部の設置、学科の廃止と設置などで、平成 32（2020）年 4 月スタートを目指すことになっている。

【自己評価】

- ・建学の精神や本学の理念、教育方針に基づいた使命や目的は不変であり、社会のニーズにより策定した本学の将来構想の大学像も適切であると判断している。
- ・理事会のもとに作られた「学部・学科の改組・再編検討のためのプロジェクトチーム」の答申は時宜を得たものであり、検討から決定までのプロセスも全教職員の意見を集約する形で進められ、透明性が高く適切であると判断している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・「建学の精神」および「本学の理念」を堅持し、常にそれを確認しながら、本学の使命を社会の要請に適応させる姿勢を継続する。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

- ・建学の精神、理念および教育方針に基づいた本学の使命や目的、本学が定めた学生が身につけるべき学士力、それを達成するための4つの方針（「AEGG ポリシー」）などは、「学生便覧・シラバス」に明記し、それを学内の全部局、全教職員に配布し、内容を確認して学生の教育にあたる態勢をとっている。新任の教職員に対しては、新任説明会で資料を配布するとともに説明している。

【自己評価】

- ・本学の使命や目的は、「学生便覧・シラバス」により、本学の全構成員に理解され、支持されていると判断している。

1-2-② 学内外への周知

【事実の説明】

- ・建学の精神、理念および教育方針に基づいた本学の使命や目的、本学が定めた学生が身につけるべき学士力、それを達成するための4つの方針（「AEGG ポリシー」）は、「学生便覧・シラバス」に明記し、それを学内の全部局、全教職員に配布している。
- ・「学生便覧・シラバス」は大学ホームページに掲載しているので、学外者も閲覧できる。
- ・学外に配布する「大学案内」等にも、建学の精神、理念および教育方針に基づいた本学の使命や目的、本学が定めた学生が身につけるべき学士力、それを達成するための4つの方針（「AEGG ポリシー」）を掲載し、周知している。

【自己評価】

- ・本学の使命や目的は、「学生便覧・シラバス」、大学ホームページおよび冊子「大学案内」等により、学内外に周知されていると判断している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

【事実の説明】

- ・平成 26（2014）年度からの5ヵ年計画を策定するために、平成 25（2013）年5月に第2次5ヵ年計画策定委員会が学校法人東北工業大学に設置され、同年度内に第2次5ヵ年計画を策定した。
- ・平成 29（2017）年度に「学部・学科の改組・再編検討のための第二次プロジェクトチー

ム（PT）」が、理事会の諮問機関として設立され、新学部および学科名称変更が答申された。

【自己評価】

- ・ 理事長の諮問および学長の諮問と組織的に一体感を持って、中長期的な計画および将来構想が検討されている。これらにより建学の精神、大学の理念、教育目標及び教育目的が確認され、教育実践されていると判断している。

1－2－④ 三つのポリシーへの反映

【事実の説明】

- ・ 本学は、使命や目的、教育目的に基づき、学生が身につけるべき学士力として6つの能力・スキルを定めている。そしてこれらの学士力を身につけさせるための具体的な方針として、本学は、3つのポリシーに加えて、総合的人間教育の観点から学生の生きる力を高めるために「G2：学生の指導（Guidance）ポリシー」を定め、合わせて AEGG ポリシーを定めている。
- ・ 全学共通の AEGG ポリシーを基盤に、学部、学科、センターごとにその専門性を踏まえた AEGG ポリシーを平成 29（2017）年度に定め、それらに基づく教育・指導の施策を進めている。

【自己評価】

- ・ 本学の使命や目的、教育目的は、本学が定めた AEGG ポリシーに反映されていると判断している。

1－2－⑤ 教育研究組織の構成との整合性

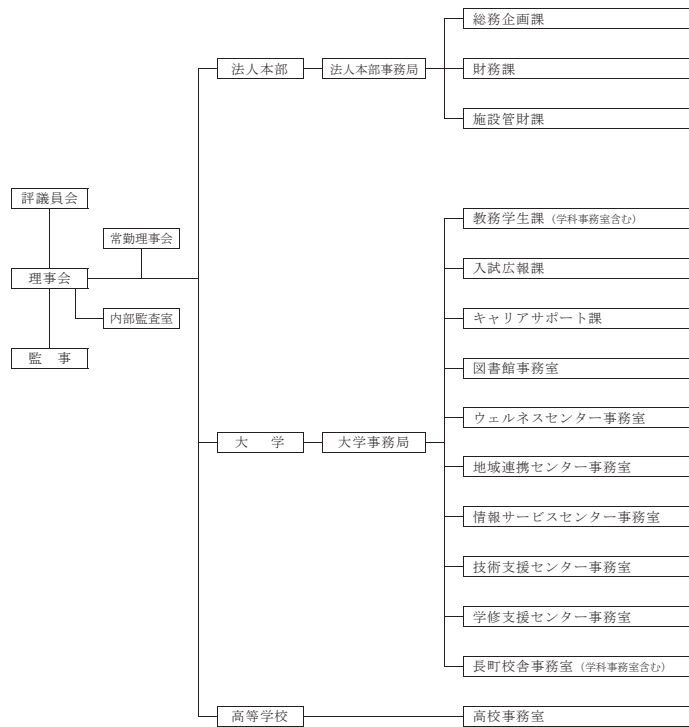
【事実の説明】

1）大学組織の体制と運営

- ・ 東北工業大学は、図 1－2－1（(1)事務・(2)大学）「組織機構図」に示したように、事務組織、大学運営組織から構成されている。組織は、図 1－2－1 組織機構図によって運営されており、管理規則、運営規程が規程集として整備され、各部局に備えられ、必要に応じて閲覧できる。学内グループウェアにて公開されている。

東北工業大学

(1) 事務組織



(2) 大学運営組織

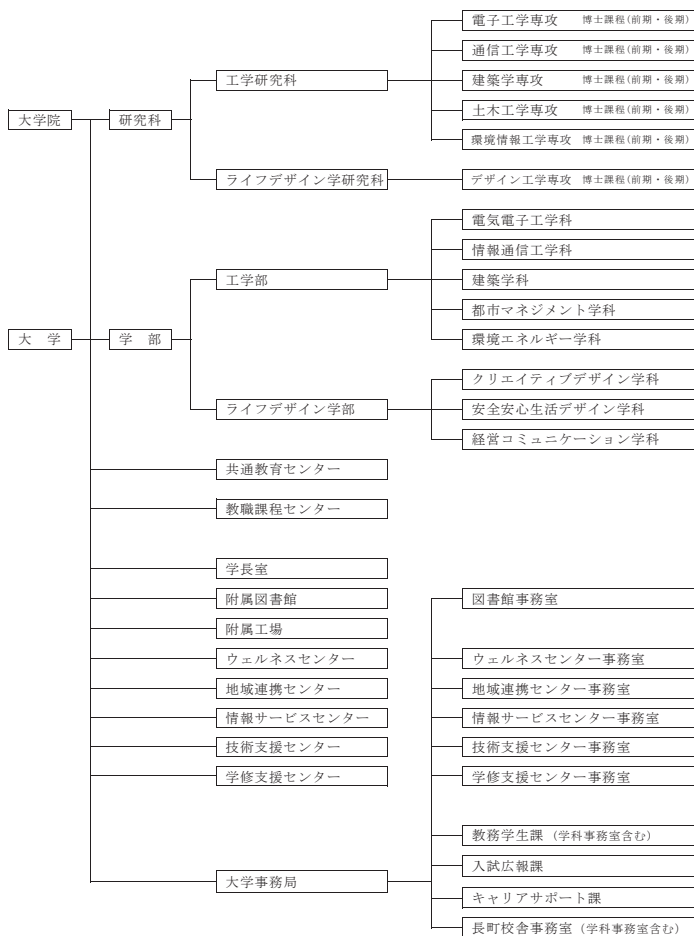


図1-2-1 組織機構図

2) 教育研究組織の構成と連携

大学全体の教育研究に関わる課題については、代議員会・教授会において審議、決定する。一例として、大学院における意思決定の手順を下図（図1-2-2）に示す。



図1-2-2 大学院における意思決定手順

2)-1 代議員会と代議員の役割（図1-2-3）

- ・大学全体の教育研究に関わる課題については、代議員会・教授会において審議、決定する。
- ・代議員会は、本学の教育・研究に関する企画とその調整および執行に関する事項を審議し、決定する機関で、学長が議長である。
- ・代議員会のメンバーは、副学長、学長室長、学部長、共通教育センター長、教職課程センター長、学科長、大学院の研究科長および専攻長、図書館や情報サービスセンター、地域連携センターなど附属機関の長、入試、教務、学生および就職の各委員会の委員長など、学内全部局の長で構成される。
- ・代議員会の各メンバーは、各部局の円滑な運営の代表者であるので、まとまった施策等を代議員会に提案し、最終決定を得て、全学的に実行する責任者ともなっている。
- ・代議員は、担当部局の企画・計画とともに、決定した課題の実施、結果の総括、改善ポイントのまとめ、そして改善計画の策定というPDCAサイクルの各部局の責任者という役割を有している。
- ・代議員は、それぞれの部局の委員会（学部会議、学科会議、入試、教務などの各委員会、その他）を統括し、各部局の委員とともに各施策を実行する。
- ・各種委員会（入試委員会、教務委員会など）における担当委員は、委員としての役割上、各部局の意見のとりまとめや課題の周知、そして実行の役割を担っている。
- ・なお、教育研究の課題は、いわゆる所属機関内だけの課題に限らず、各部局や機関、あるいは分野にまたがる課題も発生する。そのような場合には、関連する局長や関係教員で協議する態勢となっている。
- ・代議員会の議題精査、部局横断的かつ事前調整の必要な課題、緊急を要する課題等への対応のため、学長が議長を務める代議員幹事会を設置している。
- ・代議員幹事会のメンバーは、副学長、学長室長、学部長、共通教育センター長、法人本部事務局長、大学事務局長、大学事務局次長である。
- ・各部局には、それぞれに大学事務局の担当課が割り当てられており、代議員のリードする部局の施策を教職員が一体となって実行する体制をとっている。

2)-2 教授会および大学院教授会（図1-2-3）

- ・教授会規程では、「教授会の構成は、学長、副学長、学部長および教授をもって組織する。ただし、学長が必要あると認めたときは、准教授または講師、助教を参加させることができる」（2条）となっており、現行では助教以上のすべての教員の出席を認めている。

- ・教授会の審議事項は、教員人事、教育及び研究の改善、将来構想、学則および教育課程、入学・卒業他学生の身分、学業成績、学生生活等、学生の賞罰、他教育研究に関する事項となっている。
- ・工学部およびライフデザイン学部では、それぞれに学部教授会を開催する。

2) - 3 各種委員会および付属機関（図1-2-3）

- ・本学の使命・目的および教育目的を達成するために、入試委員会、教務委員会、就職委員会、学生委員会等に加えて、本学独自に以下の付属機関を設置している。
- ・学修支援センター ・情報サービスセンター
- ・技術支援センター ・ウェルネスセンター

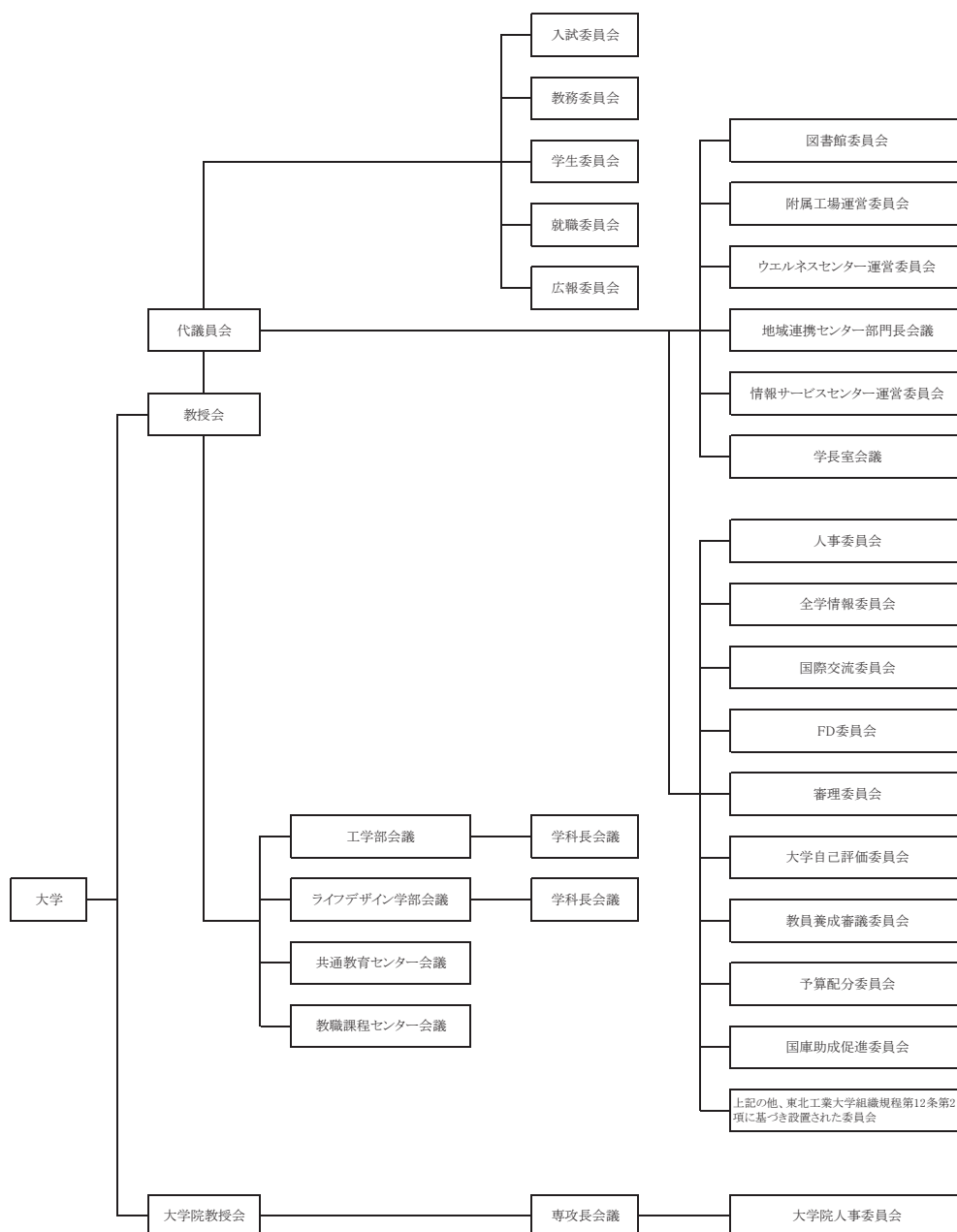


図1-2-3 大学委員会等組織機構図

【自己評価】

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的が達成できる教育研究組織の構築がなされていると判断している。
- ・ 役員、教職員が参画する適切な運営体制になっていると判断している。
- ・ 教育研究組織の運営と連携は、構成員の意見の提案やそのとりまとめ、ならびに決定課題の周知や実施体制、そして各部局、教員、職員それぞれの間の連携についても、本学の使命・目的及び教育目的が達成できる体制であり、機能していると判断している。

(3) 1－2の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 教員の本来活動である教育、研究および社会貢献に、一層の時間を充て集中できるような教育研究組織の運営を図る。そのため代議員幹事会を設置し、かつ会議を総員協議制から WG 委任方式へ移行し、メンバーの削減と時間の短縮、優先課題の実施を図っている。この取り組みをさらに進める。
- ・ 教職員の一体的活動に関して、職員が教員の単なる補助ではなく、より積極的な関わりで協働する体制とするため、職員も教育研究組織の委員としての参画を継続する。
- ・ 教員の個々の研究活動および学内外連携研究を組織的に推進する体制を、再構築し強化する。

【基準1の自己評価】

- ・ 使命や目的および教育目的は、具体的で、本学の特色をよく反映し、社会の変化にも即応して適切であり、簡潔で明確に表現している。
- ・ 使命や目的および教育目的等は、全構成員に理解され、支持され、教育研究組織の運営と連携は、教育目的が達成できる体制であり、よく機能している。
- ・ 使命や目的は不変であるが、本学の特色を生かした貢献度の向上や社会変化に応じたニーズへの対応など向上や改善への努力を継続していく。
- ・ 教員が教育、研究および社会貢献に一層の時間を充て集中できるような教育研究組織とその運営に努め、継続的に改善を図る。

基準2. 学生

2-1 学生の受入れ

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

- ・「創造から統合へ - 仙台からの発進 -」のスローガンの下、学術を中心とした広い知識を授けると共に、人や環境に目を向けたモノづくりを目指す「工学」、豊かな人間生活を目指す「ライフデザイン学」を教育・研究し、人間性と調和した科学技術を進展させる人材の育成を目的とし、以下のような入学者受け入れ方針を定めている。
- ・第一のポリシーは「基礎学力と総合的な判断力を持つ人」であり、基礎学力と多面的で総合的な判断能力を備え、意欲的に自分の能力を最大限に伸ばそうとする人を求めている。
- ・第二のポリシーは「専門分野で優れた能力を持つ人」であり、さらに深い専門的知識と技術を修得したいという明確な目標を持っている人を求めている。
- ・第三のポリシーは「意欲的で目的意識を持つ人」であり、自分の将来の進路を見据え、明確な目的意識を持っている人を求めている。
- ・第四のポリシーは「活動実績や一芸に優れた能力を持つ人」であり、様々な活動において成果と実績をあげるための行動力、独創性、活力、才能を備えた人を求めている。
- ・その他、学科毎に教育方針およびアドミSSION・ポリシー（学科の求める学生像）を定めている。
- ・これらの受け入れ方針については、大学案内や本学Webサイト、入試ガイドブック等に明記し、受験生や保護者に目的を持って学ぶことの大切さを理解してもらうよう周知に努めている。
- ・高校教員に対しては、高校訪問担当者が東北各地の高校を訪問し、入試や学科の概要説明だけでなく、卒業生の就学状況や進路情報等を提供すると共に、高校側の様々な状況を把握してニーズを汲み取り、高校とのより強い信頼関係の構築に努めている。また、オープンキャンパスや進学説明会、出前授業、キャンパス見学会、校内ガイダンスなど様々な取り組みを通じて情報提供を行っている。
- ・大学院の受け入れ方針については、より高度な専門的知識・技術を身につけて社会に貢献できる技術者・研究者となることに熱意を持つ学生の受け入れを目指している。

【自己評価】

- ・入学者受け入れ方針は明確に定められており、それらの周知についても適切に行われていると判断している。

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

- ・全ての入学試験において、前述の4つの受け入れ方針すべてを均等に扱うことは困難なことから、いずれかに重点を置いた多様な入学試験を実施することで多面的評価による入学者選抜を実現している。
- ・主として「基礎学力と総合的な判断力を持つ人」を受け入れる入学試験として、「一般入試（A日程、B日程）」、「大学入試センター試験利用入試（1期、2期）」を実施しており、基礎学力と多面的で総合的な判断能力を備え、意欲的に自分の能力を最大限に伸ばそうとする人の受け入れに繋がっている。
- ・主として「専門分野で優れた能力を持つ人」を受け入れる入学試験として、「専門高校・総合学科入試」を実施しており、深い専門的な知識と技術を修得したいという明確な目標を持っている人の受け入れに繋がっている。
- ・主として「意欲的で目的意識を持つ人」を受け入れる入学試験として、「指定校推薦入試」および「公募制推薦入試」を実施しており、基礎学力を有し、かつ明確な目的意識を持っている人の受け入れに繋がっている。
- ・主として「活動実績や一芸に優れた能力を持つ人」「意欲的で明確な目的意識を持つ人」を受け入れる入学試験として、「AOVA入試（AO入試）」を実施しており、「行動力・独創性・活力・才能」を備えた人の受け入れに繋がっている。

【自己評価】

- ・多様な入学試験を実施することによって、入学者受け入れ方針に沿った多彩な学生の受け入れが実現できていると判断している。
- ・調査書の精査による修学・活動状況の確認と、面接試験による目的意識の確認など、入学者受け入れ方針に沿った工夫を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

- ・平成23（2011）年度入学生以来、平成27（2015）年度入学生まで5年連続して入学定員を下回っていたが、平成28（2016）年度には入学定員の1.02倍とわずかながら6年ぶりに入学定員を確保できた。その後、平成29（2017）年度入学生は定員の1.17倍、平成30年度入学生は1.12倍と3年連続して定員を上回ることが出来た。
- ・学科毎に見てみると、平成27（2015）年度実施入試においては半数の4学科において定員割れが見られたが、平成28（2016）年度、平成29（2017）年度実施入試においては1学科のみと激減し、改善が見られた。

【自己評価】

- ・仙台市営地下鉄東西線開通（平成27（2015）年12月）による利便性の向上や、広報媒体の大幅な見直し、オープンキャンパスの工夫改善、高校訪問の戦略的な計画、校内ガイダンスや進学相談会への積極的な参加などが功を奏し、平成29（2017）年度実施入試における志願者数が平成27（2015）年度実施入試に対して約1.2倍となった。この結果が入学者増に繋がったものと思われる。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・少子化問題を抱えてますます厳しさが増す中、より明確な入学者受け入れ方針に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜方法を検討する。また、高大接続システム改革会議最終報告に沿って、大学入学者選抜の改革を着実に推進する。
- ・社会的要請に合わせた学部・学科の改善（改組改編含む）を図り、同時に広報活動を強化して受験生や保護者、高校教員に周知する。
- ・女子入学生確保の施策を継続して推進すると同時に、キャンパス内のハード面、ソフト面での改善策を模索する。

2-2 学修支援

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【事実の説明】

- ・ウェルネスセンターは、様々な障がい者を有するが故に学修支援の必要な学生の早期発見と、学生・所属学科・大学事務局と協働した支援を実施している。
- ・平成29（2017）年度に、学修支援センター、情報サービスセンターおよび技術支援センターを設置し、それぞれに専属職員を配置し、学修支援体制の整備を行った。
- ・学修支援センターは、入学前教育、導入教育、補習授業を実施し、入学予定者および学生の取り組みの状況は逐次、学生の所属する学科の長に報告されている。
- ・情報サービスセンターは、学生が日常利用するコンピュータおよびネットワーク等の管理を掌るとともに、安定的な利用に供している。eラーニングをはじめとする学修支援システム（Learning Management System：以下「LMS」）の環境整備と利用促進を支援している。
- ・技術支援センターは、各学科の教育課程にある実験・実習系科目の運営および学生の支援を実施している。

【自己評価】

- ・各センターを介しての教員と職員等の協働を実施し、十分な学修支援が行われていると判断する。

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

【事実の説明】

- ・演習科目や実験科目等の学修効果を高めるため、教務補助員（TA）を採用している。教務補助員となった大学院生は、教育職員としての自覚を持つとともに、事前準備や受講生からの質問、実験・演習・実習の指導を通じて、自己の能力を向上させることに有効となっている。
- ・スチューデントアシスタント（SA）制度の採用により、優秀な学部学生を教務補助業務に登用し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、自己の成長並びに学部教育にお

けるきめ細かい指導の実現を図っている。

- ・学修支援及び授業支援については「教務委員会」を中心に教員と教務学生課及び長町校舎事務室の職員が協働で全学の調整を図りながら実行している。オリエンテーション期間に行われる履修指導では、担当教員の他、教務学生課及び長町校舎事務室の職員が履修登録に関する質問などに対応し、適切な履修指導を行うとともに Web 履修登録を円滑に進めている。
- ・学生の自学自習を推進する学びの場として、また、多様化する学修履歴の学生に対して、「学修支援センター」、「共通教育センター」、「技術支援センター」、「情報サービスセンター」などの各センターが、教員と職員の協働のもと、効果的な学修支援を行っている。
- ・科目担当教員は、オフィスアワーを週当たり 1 回以上設定し、学内掲示、ポータルサイトで周知し、学生の自主的な学修を促すための学修支援を行っている。
- ・高等学校教育から大学教育への円滑な移行を図る目的で設置した学修支援センターが担う学修支援は、学力不足による留年、休学及び中途退学抑止の効果が期待されている。
- ・「manabi なんでも相談室」の機能を「学修支援センター」に移管し、1 年生の数学・物理に関する基礎科目の支援講座、レポートの書き方や、試験の対策、就職試験問題に関する質問にも対応する他、内容によっては専門分野の教員を紹介するなど柔軟な対応が行われている。
- ・第 1 セメスターにおいて、6 ～ 10 名程度のグループに分け、教員を配置するセミナー制を取り入れている。また、学科によっては研究室配属される前の第 5 セメスターまでセミナー制を取り入れ学修支援を行っている。
- ・2 年次で留年した学生には、3 年次開講科目の「先取り履修」を認めており、元のクラスメイトとともに受講することで、孤立を原因とする退学を防いでいる。また、4 年次への進級条件をクリアした学生には「特別進級」を認めている。
- ・学生からの投書箱として「学長直行便」を設け、学生の率直な意見をくみ上げることで、学修及び学生生活全般の改善に反映させている。
- ・本学では、学生指導支援システム（Student Ability Catalog:以下「STAC」）を運用し、全学生、全教職員が活用している。平成 28 (2016) 年度には、学生指導支援システム、ポータルサイト、出席情報収集システムの更改を行い、平成 29 (2017) 年度 10 月には一部の機能を保証人にも公開し、大学・学生・保証人の三者が連携した指導・支援を図るなど、学生個々の修学支援の環境を整えて指導の質の向上を目指している。また、保証人に向けて、学生の成績や出席情報を開示することで、家庭での早期問題発見の一助になっていると思われる。

【自己評価】

- ・TA、SA の採用による実験・演習・実習科目等の授業運営および学生の学修において、十分な支援が行われていると判断する。
- ・「学修支援センター」は、多くの学生たちに積極的に活用されており、学力不足による留年、休学及び中途退学抑止が期待されており、十分な支援能力を有すると判断する。
- ・科目担当教員のオフィスアワーについては、各教員は週当たり 1 回以上設定し、授業の最初に受講生に通知するとともに、学内掲示、ポータルサイトで周知し、学生の自主的な学修を促すための学修支援充実に結びつけている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・ TA、SA による教育効果をより向上させるために研修制度などを設け、支援を充実させる。
- ・ 科目担当教員のオフィスアワーについては、教員個々の利用件数を含めた効果の程度が把握できていないため、利用状況調査を実施して、学修支援の充実に結びつける。
- ・ 教員と職員の協働を強化し、さらに効果的な学修支援及び授業支援の充実を行う。
- ・ 平成 30（2018）年には「障がい学生支援委員会」を設置し、障がいのある学生への学修支援を積極的に行う予定である。
- ・ 平成 30（2018）年度には、高等学校教員経験者を中心とした「学修支援センター」の増員を検討している。

2-3 キャリア支援

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【事実の説明】

- ・ 教育課程内では、学問と社会の関係を意識した職業観、高い倫理観を養い、生きるための力を涵養する目的で、教養教育科目にコミュニケーション能力及び社会生活への適応力に関わる科目を配し、また専門教育科目では1年生～4年生のセミナー・卒業研修科目を通して職業教育や就職支援等のキャリアガイダンスを展開している。
- ・ 具体的な内容としては、低学年次においては専門技術者としての職業意識の高揚、大学生活への適応力・コミュニケーション能力の育成を図っている。そして高学年次には自己分析（適性）をもとにした適切な業種・職種の選択能力の育成、さらに就職活動に向けた実践力の育成に努めている。
- ・ これらの指導に当たっては、第一線で活躍される卒業生あるいは官公庁・一般企業の方々を招聘し、携わっている事業内容の紹介や技術者としての体験談を紹介して頂く講話会も積極的に取り入れている。
- ・ その他、教養教育科目「特別課外活動Ⅰ・Ⅱ」では、さらに単位認定対象活動に「資格取得または検定等の合格」も対象項目に含めており、学生のキャリア形成を励行している。
- ・ 一方、教育課程外の支援行事としては学生が一定期間企業や官公庁などで就業体験を積むインターンシップの支援を行っている。夏期休業を利用し、1～2週間の就業体験を行うもので、ビジネスマナーなどを学べる事前研修を実施し、インターンシップ終了後には報告会を開催している。
- ・ インターンシップに参加した学生は、教養教育科目「特別課外活動Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）が指定する条件（就業体験内容・期間等）を満足する場合にこれらの単位の認定を受けることができる制度となっている。
- ・ また就活支援講座（全学年対象 22 回）、模擬面接（3 年生対象 1～2 回）、民間就職試験・公務員試験対策講座（全学年対象、有料）、本学合同企業説明会（4 年生対象 2 回）な

どの支援講座・行事をキャリアサポート課が中心となって実施している。

- ・この他、学内で個別に行われる企業説明会（随時）や学科独自で実施される企業研究会なども行われている。
- ・本学の就職支援組織は、教学側の「就職委員会」と事務側の「キャリアサポート課」からなり、全学的な進路・就職支援事業を推進している。
- ・また学科毎に「学科就職支援委員会」が設けられ、各学科の特色と個々の学生の特性を生かした就職支援事業を展開している。メンバー構成は就職委員を中心に数名の教員からなる。
- ・学生の就職相談は学科全教員（進路指導員制）、キャリアサポート課、長町校舎事務室、「就職活動なんでも相談室」で対応し、就職斡旋は主に「学科就職支援委員会」の構成メンバーが行っている。
- ・就職相談に対応する事務職員は、キャリア・コンサルタント、プロフェッショナル・キャリア・カウンセラー（認定団体：NPO 日本プロフェッショナル・キャリア・カウンセラー協会）の有資格者であり、適切な指導が施されている。

【自己評価】

- ・教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための支援体制が整備されており、キャリア形成に対して十分対応していると判断する。

（3）2－3の改善・向上方策（将来計画）

- ・就職後の動向調査（就職先における卒業生の評判、離職率等）を行い、キャリア形成の達成度を評価する。
- ・学生指導支援システム（STAC）は構築済みであるが、就職支援でのより良い活用方法を試行する。

2－4 学生サービス

（1）2－4の自己判定

基準項目2－4を満たしている。

（2）2－4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2－4－① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

- ・学生生活に関わる支援体制としては、学生サポートオフィス及び長町キャンパス事務室、学生による「トポステンポ」と「キャンパスナビゲータ」が挙げられる。
- ・学生サポートオフィス及び長町キャンパス事務室は、大学生活を円滑に送るための支援を目的にした窓口で、授業や成績、奨学金や課外活動、就職等に関する支援を行う。
- ・「トポステンポ」は、学生の居場所づくりと学生が主催する学生同士の交流促進のためのイベント運営やその補助を行っている。
- ・「キャンパスナビゲータ」は、学部学生会のボランティアが新入生向けに何でも相談、案内を黄緑のジャンバーを着て毎年入学式から4月末まで行っている。
- ・福利厚生を含めた日常の生活面での支援体制は、食堂、売店、郵便局や銀行のATMを

設置している。

- ・食堂については、八木山キャンパス及び長町キャンパスとも栄養面等を考慮した食事を昼晩に安価で提供している。また、平成 29（2017）年度からは 100 円朝食キャンペーンを試験期間中等に実施している。
- ・売店では、両キャンパスとも勉学に必要な文房具類や弁当も含めた食品も扱っている。
- ・学生は、授業等もあって日中に銀行や郵便局に行くことが困難な場合が多いことから学内に郵便局や銀行の ATM を設置している。
- ・学生の通学やキャンパス間移動のために、地下鉄八木山動物公園駅と八木山・長町の両キャンパスを結ぶ無料シャトルバスを、3 台編成で朝 8 時台から夕方 18 時台まで運行している。
- ・学生に対する経済面での支援としては、日本学生支援機構の奨学金に対する申請支援、学部生及び大学院生対象の東北工業大学奨学生（給付型）、東北工業大学就学支援給付奨学金（給付型）、郵政福祉教育振興基金奨学生（給付型）、本学後援会と同窓会による貸与型奨学生等が設けられている。
- ・日本学生支援機構の奨学生については、「大学に在学中の申込み（在学採用）」による申請の支援を行っており、平成 29（2017）年度には予約採用を含め 1,670 人が奨学金を受けている。
- ・本学独自の奨学金である東北工業大学奨学生は、当該年度の授業料を免除する特別奨学生と月額 13,000 円を給付する一般奨学生があり、課外活動等で顕著な成績を収めた者も含め、成績優秀で他の模範となる学生に対して支援を行っている。平成 29（2017）年度は授業料免除者 8 名、奨学金給付者 79 名、合計 87 名が対象となっている。
- ・東北工業大学就学支援給付奨学金は、学部 3,4 年生を対象とし、修学の意味を持っているにもかかわらず、家庭の経済的事情により修学が困難な状況にあると認められた者に対し学費年額の 1/3 相当額を給付するものであり、平成 29（2017）年度は 13 名が採用となっている。
- ・財団法人郵政福祉会より寄付を受けた基金を基に行っている、本学独自の郵政福祉教育振興基金奨学生は、家庭の事情等から学費の負担に困窮する者で成績・人物ともに優れ、特に学業を奨励するに足る者に該当年度の授業料の半額程度を給付する制度である。
- ・本学後援会と同窓会が施行している独自の貸与奨学金制度は、後援会は学部学生のみ、同窓会は大学院学生と学部生を対象とし、保証人（父母）の返済能力を問わず、本人の勉学意欲と卒業後の返還に対する意思確認に基づいた貸与制度であり、卒業を目前に家計の急変などで困窮した学生の経済的措置として評価されている。
- ・各地方公共団体や他団体の貸与型奨学生制度（平成 29（2017）年度実績：18 団体）の他、公益信託岩井久雄記念宮城奨学育英基金や震災に伴い新たに設けられた三菱商事緊急支援奨学金、ジョンソンコントロールズ奨学基金といった給付型の奨学金を受けている学生も多数いる。
- ・学友会等の課外活動の支援としては、活動資金援助はもとより、成果を挙げた個人に月額 13,000 円を給付する「特別功績者（課外活動優秀者）」や団体として表彰等を行う制度が設けられている。
- ・本学の教育方針の一環として、「総合的人間教育」の観点から正課外活動を強く勧めており、課外活動のクラブの他に学生部及び共通教育センターより「学生自主企画助成金」

及び「自分づくりプログラム」の名の下に課外セミナーを平成 24 (2012) 年に発足させ、課外活動を行いやすい環境支援も行っている。平成 29 (2017) 年度は、7 団体が助成対象となっている。

- ・学生の健康面や精神面での支援を行う体制としては、両キャンパスに保健室、カウンセリングルーム、各学科及びセンターの教員による支援相談員で構成された運営委員会から組織されているウェルネスセンターを設置している。

【自己評価】

- ・学生生活を安定させるための多様な支援を具体的に行っており、十分なものであると判断している。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生生活全般に対する支援については、上記以外に学科によっては詳細に行っているところもあるが、組織的な取り組みを全学的に実施していく。

2-5 学修環境の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

- ・本学は、仙台市太白区に立地し主として工学部の使用する八木山キャンパス 50,111㎡と、ライフデザイン学部が主に使用する長町キャンパス 194,110㎡の 2 つのキャンパスからなる。八木山キャンパスには講義棟や研究・研修棟、事務棟、図書館、クラブ棟など主な建物 13 棟からなっており、長町キャンパスは八木山キャンパス同様の機能を持つ建物 8 棟で構成されており、2 つの学部が機能を分担している。この他青葉山に運動場として 37,067㎡を有し、主にクラブ活動で使用している。また、仙台中心部の一番町に賃貸ではあるが大学サテライト・キャンパス「東北工業大学一番町ロビー」を開設している。1 階にギャラリー、2 階にホールを有し、本学の学生をはじめ、教職員や関係者の作品・研究成果の展示、ワークショップや学生の卒業研究の発表の場等に利用されている。
- ・八木山キャンパスおよび長町キャンパスの教室の視聴覚設備の更新を平成 25 (2013) 年から年次計画で進め、平成 30 (2018) 年に終了する予定である。
- ・平成 29 (2017) 年度には八木山キャンパス 9 号館 3 階の 4 教室と、長町キャンパス 1 号館 3 階の 2 教室を、アクティブラーニングの授業を可能にした、可動式の机と椅子に更新した。
- ・八木山キャンパス 1 号館 1 階 tohtech LOUNGE のフロアカーペット及び机イスを一新し、また、窓の下部に目隠しシールを施した。また、照明の照度が低かったことから、天井に LED 照明を増設し、より学生が集いやすい環境を整えた。
- ・現在の基盤ネットワークシステムは、平成 25 年 4 月に更新し、同年 9 月に本運用を開

始しており、平成 30（2018）年 8 月で 5 年間のリース契約を満了することから、学内システムをより良いシステムにするよう現在更新作業を実施している。

- ・ e ラーニングシステムを平成 29（2017）年 4 月より更改し、これまで学生からの要望のあった、スマートフォンやタブレット、一部の学科で推奨する Mac 等、多様な環境での利用が可能となった。また、新たに学修支援システム（LMS）を導入することにより、プレースメントテストのオンライン実施や教員の採点処理の軽減、リメディアル教育のオンライン実施等が可能となり、より広い利用者を対象とすることができるようになった。
- ・ 体育施設として八木山キャンパスに体育館、長町キャンパスに体育館、野球場（夜間照明完備）、テニスコート、多目的グラウンド（夜間照明完備 平成 30（2018）年設置）、フットサル場（人工芝グラウンド、夜間照明完備 平成 29（2017）年 3 月設置）、青葉山運動場に野球場、ラグビー・サッカーグラウンドを有している。
- ・ 長町キャンパス駐輪場に懸案であった屋根を設置し、学生の利便性向上を図った。なお、八木山キャンパスの駐輪場については、建物建替え計画に先駆け整備するように現在計画中である。
- ・ 平成 29（2017）年には長町キャンパス第一クラブ棟、第二クラブ棟、体育館の照明を LED に更新した。その他の建物の照明に関しても年次計画を立て、更新していくこととした。
- ・ 長町キャンパスの学生ホールの南側及び西側の軒下を、雨天時に雨が当たらずに食堂が利用できるよう、バリアフリーを意識した改修を実施した。
- ・ 長町キャンパス 2 号館は平成 9（1997）年に竣工してから 20 年が経過し、外壁等の劣化が見られ、隣接する外階段においては特に冬場の通行時に危険であり、安全衛生委員会からの指摘もあり、外壁、外階段、トイレ等の大規模修繕工事を実施した。
- ・ 省エネ対策として、長町キャンパスへ電力集中管理省エネシステム（REMS-NET）を導入した。同システムは空調機や冷凍機の圧縮機を常時監視しながら、最適なタイミングで圧縮機を省エネ制御し、電気使用量とデマンドを削減する装置で、今後八木山キャンパスへの導入についても検討する。
- ・ 安全委員会にて定期的に実施している安全パトロールと連携し、その結果指摘のあった不具合箇所を、学生、教職員の安全を優先し関係部署と協力し施設管財課が改善を行い、キャンパス内の安全を図っている。

【自己評価】

- ・ 大学設置基準を大幅に上回る校地、校舎を有し、その施設・設備は教育研究に有効に活用されている。
- ・ 築 40 年を経過した八木山キャンパス内の老朽建物の建替え計画について、「整備基本計画・基本設計」を平成 30（2018）年度中に作成すべく、第 3 次八木山キャンパス整備基本計画策定WGを立ち上げ検討を進める予定であり、計画的な学修環境の整備に努めている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【事実の説明】

- ・ 本学は、演習室、IT システムラボラトリー、IT メディアラボラトリー、水流実験室、風洞実験室、電波暗室、金属工場 / 木工場、陶芸工房など、多くの実習指導を行うための施設を整備している。中でも、IT 関連授業で用いる演習室は、八木山キャンパス、長町キャンパス、それぞれ3つの演習室を有し、合計 488 台の情報端末を設置している。これらの演習室は、放課後や授業がないときは自由に学生たちに解放して、有効に活用されている（利用時間 8:00-20:00）。
- ・ 平成 27（2015）年度に学内情報システムの更改を行った。平成 26（2014）年 4 月より情報センターを中心に、基盤サーバシステム検討WG 及び、統合演習システム検討WG にて検討を進め、特に統合演習システムについては、各学科からの要望を集約し、学生の教育に有効なソフトの導入を行い平成 27（2015）年 4 月に稼働させた。
- ・ 平成 27（2015）年度の統合演習システムの更改に伴い、長町キャンパス 1 号館 3 階にて使用していた IT 教室である、134 番教室と 135 番教室の統合を行い大教室化し、充実した教育環境となった。
- ・ 図書館は八木山キャンパスの本館と長町キャンパスの分館で構成され、学生、教職員は両館とも利用可能である。八木山本館の建物は、延べ面積 2,414㎡を有し鉄筋コンクリート造り 4 階建てである。1・2 階（3 層）を書庫スペース、3 階エントランスにはレファレンスカウンターを設け、利用者の利便性の向上を図っている。また、3 階開架図書室、閲覧室、自習座席、AV 視聴ブース、PC ブースを設置し、サイレントエリアとして利用者が集中できる環境を作っている。4 階はコモンラウンジとして、開架図書室で貸出の手続きをした図書を見る場合や、自習のために使用することができる。また、グループでの学習に利用することができるラーニングコモンズ用の部屋を 2 部屋配置しており、2つの部屋の間仕切りを取り外し、大きな空間としても利用できる部屋を準備している。この他 4 階奥に大学院閲覧室を設けている。長町分館は 3 号館の 2 階全フロアに設け 563㎡を有し、中央部分部に開架図書を配置し、その周囲を閲覧スペース、AV コーナー、レファレンスコーナーが取囲む形となっている。図書の蔵書冊数は八木山本館・長町分館を合せて、平成 29（2017）年 4 月現在で、228,873 冊（和書：178,474 冊・洋書：50,399 冊）であり、その他雑誌 2,570 種（和雑誌：1,631 種・洋雑誌：939 種）を揃えている。閲覧室の座席数は、本館・分館合せて 410 席を有しており、文部科学省発表の平成 29（2017）年度「学術情報基盤実態調査」の結果報告によると、2～4 学部で構成されている私立大学 266 大学の蔵書平均が 23 万 9 千 6 百冊であることから、平均を若干下回っているものの、座席数では実態調査の 352 席を上回っている。
- ・ 図書館の授業期間中の開館時間は、8：30 から 19：00 であり、授業終了後も学生たちは利用できる環境にある。

【自己評価】

- ・ 本学の図書館は、八木山キャンパスの本館と長町キャンパスの分館、いずれも適切な規模を有しており、十分な学術情報資料を確保していると判断できる。利用環境においても、開館時間においても学生たちの利用環境は十分提供している。
- ・ 本学の IT 関連施設は、2つのキャンパスにそれぞれ 3 演習室を有し、授業中だけではなく、授業時間外においても自由に学生たちが使える環境を整えている。
- ・ 本学の実習施設、図書館等は、教育や研究に有効活用されている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

【事実の説明】

- ・バリアフリー対策として、八木山キャンパスでは1号館に2箇所、長町キャンパスには1号館、2号館、3号館、4号館に1箇所バリアフリーに対応したトイレを設置している。
- ・教室棟である八木山1号館や、9号館の入り口及び、長町の教室棟入口は段差がなく車椅子の方も利用が可能である。
- ・長町4号館及び八木山1号館には要所に点字シートを貼り付けている。
- ・八木山1号館及び長町4号館には点字ブロックが設置されている。
- ・八木山キャンパスには1棟、長町キャンパスには2棟のクラブ棟が設置されており、学生の課外活動を支援している。
- ・八木山キャンパスには守衛室横にATMが設置されている。
- ・学生用駐輪場は八木山キャンパスに800台分、長町キャンパスには547台分の駐輪スペースを確保している。
- ・駐車場は、教職員用、非常勤講師用及び来客者用を整備している。
- ・学生食堂は八木山キャンパス、長町キャンパスそれぞれに設置しており、運営を業務委託し営業を行っており、学外者の利用も可能である。
- ・学内には（株）ユニパル及び東北工業大学生協の売店が設置されており、学生、教職員が利用している。

【自己評価】

- ・バリアフリー化については、現在完全に実施されている状況ではなく、今後積極的に整備を進める必要がある。
- ・施設設備の利便性については、確保されていると考えるが、今後益々学生の立場に立ち、改善を図っていく必要がある。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

- ・クラス制をとっており、工学部では、1年次生～4年次生全ての学年で、20～70名程度の10クラス、ライフデザイン学部では、平成29（2017）年度入学生より、学年で20～75名程度の6クラスに分け、平成28（2016）年以前入学生の学年は5クラスで授業運営を行っている。
- ・講義科目は、基本的には1クラス単位で授業運営を行っているが、学科目によっては、2クラス合併の授業も開講している。
- ・理数系科目、英語、実験、実習、演習、セミナー等の実技や演習を伴う科目は、1クラス単位や習熟度別に2～4クラスに編成した組単位、もしくは、さらに少人数単位で運営している。

【自己評価】

- ・明確な入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）に基づいて受け入れた学生に対し、適切に編成された教育プログラムを提供しており、十分な人数の教職員による充

実した学修教育を行っている」と判断する。

- ・授業を受ける学生数においても、講義、演習、実験などの授業形態を考慮し、教育効果を十分上げられる人数配置となっていると判断する。
- ・充実した学習環境を提供し、生活面を含めた多様な学修支援を通して、進路の自己設計ができる学生を育成する工夫がなされていると判断する。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・授業を受ける学生数については、学生からの不満や教員からの目立った問題提起はないが、さらに多様化する学生に対応して教育効果を上げられるよう取り組んでいく。
- ・学生の施設への満足度を上げるべく、学生の要望を把握し今後の施設・設備の整備を充実させる必要がある。

2-6 学生の意見・要望への対応

(1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

- ・学修支援に関する学生の意見・要望を把握する体制としては、「manabi 何でも相談室」が担ってきたところであるが、平成 29（2017）年度より学修支援センターを中心として、学生サポートオフィス及び長町キャンパス事務室とともに対応している。
- ・学修支援センターは、昼休みの時間帯などには専門スタッフが常駐し、専門科目や資格取得などの相談に応じているほか、「基礎学力向上支援講座」等を実施している。
- ・平成 28（2016）年度までは、「manabi 何でも相談室」に共通教育センターの学習支援部の教員 2 名が常駐し学修に関するさまざまな相談を受け付けていたが、それ以後、学修支援センターがその機能を受け継いでいる。
- ・学科においては、教学アドバイザーを設け、専門科目や生活上の相談を受けている。
- ・学生の生活全般に対する実態調査や意見及び要望をくみ上げるため、4 年に 1 度本学生生活実態調査を全学的に行っており、その結果は冊子にまとめられ学修支援体制等の改善に活用されている。
- ・学生から勉学や生活全般に対する意見や要望などを、直接学長に進言する「学長直行便」を平成 23（2011）年より開始しその返答は掲示等で回答するとともに、該当部署において適宜活用されている。
- ・学生が毎日使用する食堂や売店関係には、直接意見や要望などを出すことができる投書箱を設置している他、メールでも受け付けている。
- ・学生だけの意見や要望のみだけではなく、保護者の意見や要望も十分把握しておく必要があるとの認識から、保護者会の組織である「東北工業大学後援会」の活動の活発化も進めており、毎年東北地方を中心に 8～10 会場において「父母懇談会」を開催し、保護者との懇談と個別相談により学生の修学状況などについて状況確認を行うとともに、大学に対する意見や要望を直接聴取する機会としている。

【自己評価】

- ・学修支援に関する学生の意見・要望等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、その分析や検討結果に基づいて学修支援の体制改善が効果的に行われていると判断している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

- ・心身に関する健康相談等を行う体制としては、両キャンパスに保健室、カウンセリングルーム、事務室と各学科及びセンターの教員による支援相談員で構成された運営委員会から組織されているウェルネスセンターを設置し、学生の意見・要望の把握を行なっている。
- ・両キャンパス内の保健室は、教職員や学生の健康診断をはじめ、身体健康管理や救急業務を担うために看護師・保健師を常駐させ対応している。
- ・両キャンパス内のカウンセリングルームは、生活面での相談、悩み事や心理的、精神的な悩みなどの相談に対応する。常勤の臨床心理士やカウンセラーが2名対応しており、本学の学生は、無料でカウンセリングを受けることができる。
- ・学生に対する経済面での相談窓口としては、学生サポートオフィス及び長町キャンパス事務室が中心となり各種奨学金に対する申請支援を行なっており、多くの学生が奨学金制度を利用している。

【自己評価】

- ・心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、その分析や検討結果に基づいて学生生活の改善が効果的に行われていると判断している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

- ・学生の生活全般に対する実態調査や意見及び要望をくみ上げるため、4年に一度本学生生活実態調査を全学的に行っており、その結果は冊子にまとめられ施設・設備等の改善に活用されている。
- ・学生から勉学や生活全般に対する意見や要望などを、直接学長に進言する「学長直行便」を平成23（2011）年より開始しその返答は掲示等で回答するとともに、施設・設備等の改善に活用されている。
- ・施設・設備等の改善事例として、平成29（2017）年度は長町キャンパスの屋根付き駐輪場整備やシャトルバスの運行スケジュール変更等に活用されている。

【自己評価】

- ・学修環境に関する学生の意見・要望等をくみ上げる仕組みを適切に整備し、その分析や検討結果に基づいて施設・設備等の改善が効果的に行われていると判断している。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学生生活全般に対する学生の意見や要望の把握及び分析については、上記以外に学科によっても詳細に行っているところもあるが、組織的な取り組みを全学的に実施していく。

[基準2の自己評価]

- ・ 本学の建学の精神を踏まえた使命・目的を実現するための、学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応は、適切に実施されていると判断している。
- ・ 学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーに基づき適切に実施され、平成 29（2017）年度は全学として入学定員を充足することができた。
- ・ 学修支援については、教職協働による組織的対応がなされていると判断している。
- ・ キャリア支援については、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されていると判断している。
- ・ 学生サービスについては、学生生活安定のための様々な施策を具体的に講じており、適切であると判断している。
- ・ 学修環境の整備については、経営的経済的な制約があるものの、八木山キャンパス内の老朽建物の建て替え計画が検討されるなど、可能な施策が堅実に実施されていると判断している。
- ・ 学生の意見・要望への対応については、様々な意見・要望を聴取する仕組みを構築しており、出来得る適切な対応が講じられていると判断している。

基準3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

- ・ 本学における卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生が身につけるべき学士力を学科目ごとに評価するとともに、その総合評価として「卒業研修（卒業制作）」の組織的・客観的評価により卒業認定を行うことと規定している。
- ・ ディプロマ・ポリシーの明示を通して、卒業認定・学位授与に関する方針を明確にし、学士力に示す教育目的を学生及び教職員と共有している。

【自己評価】

- ・ 本学におけるディプロマ・ポリシーは、教育目的を踏まえた上で策定しており、「学生便覧・シラバス」やWebサイトなどを通じて、周知・公開されている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

【事実の説明】

- ・ 教務委員長は、各セメスターの初めに教務委員会及び教授会を通じて、配付された「教員便覧」に基づき、全教員へ授業運営上の留意事項などを説明し、円滑に授業が運営されるよう努めている。特に授業回数、成績評価について明示するとともに、単位の実質化を厳密に実施する旨を依頼している。
- ・ 1 講時 90 分の授業を 1 セメスターで 15 週行う。単位数は 90 分の授業時間を 2 時間相当の学修時間とみなし、予習・復習の自習時間もあわせた時間で設定している。なお、1 単位 45 時間の学修時間が求められるため、下表のとおり「授業時間外」での予習・復習等の自習時間を必要としている。

授業形態	単位数	週授業時間数	+	自習時間	週当り自習時間
講義	2 単位 (90 時間)	1 コマ / 週 (計 30 時間)	+	60 時間 / 15 週	4 時間
演習・実習	1 単位 (45 時間)	1 コマ / 週 (計 30 時間)	+	15 時間 / 15 週	1 時間

- ・ 科目担当教員は、第 1 回目の授業時に科目の達成目標、授業の概要、15 回の授業計画、教科書・参考書、準備学習、評価方法、教員のオフィスアワー（平成 25（2013）年度より）について解説した上で、授業を実施している。
- ・ 成績評価に関しては、「東北工業大学学則」第 4 章（試験及び単位の認定）14 条に総授業時間数の 3 分の 1 以上欠席した場合は単位の認定を受けることができないことが定められている。なお、平成 28（2016）年度からは、大学が認めた事由（主に本人の責に抛らない）による欠席については、当該学生が希望すれば相当学修の特別指導を受ける機会を設けている。相当学修が終了したと担当教員が認定した場合は、欠席を取消すな

ど学修機会の損失を補完している。試験は筆記試験が原則であるが、報告書、論文などの審査結果をもって筆記試験にかえることができ、小テストやレポート、作品を含めて総合的に成績評価を行っており、試験の配分は概ね 50% となっている。

- ・卒業又は修了に関しては、「卒業に必要な最低単位数」、「修了に必要な最低単位数」、さらに「学年ごとの目標単位数」のほか履修条件、進級条件などを予め明示することにより、計画性をもった学修を行うことを促している。

【自己評価】

- ・ディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定、進級、卒業、修了判定は、あらかじめ基準が明示され、審査過程が明確化されており、「学生便覧・シラバス」や Web により、公表、周知が徹底されていると判断する。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【事実の説明】

- ・科目の成績評価については、平均点による評価と GPA 評価を併用しており（平成 22（2010）年より）、総合的な成績状況を定量的に把握し、学生への修学指導、教育改善、就職指導、大学院への進学推薦基準の資料として活用している。
- ・平成 28（2016）年度までは本学独自の学生指導支援システム（STAC）において、学生に記入させる学習計画書（ Semester 毎の目標、4 年間の目標、将来の目標）に従って、学生は自己の取り組みを振り返り、達成状況を学生自身が確認するとともに、教員がコメントをして、成績評価を参照しながら、次期 Semester への科目履修に繋げるためのアドバイスを行ってきた。平成 29（2017）年度からはシステム更改にあわせ、学修支援システム（LMS）の修学ポートフォリオに当該機能を移行した。新方式では学科独自に設計した設問や複数のシート作成が可能となり、より具体的な目標設定と指導が可能となった。
- ・資格取得又は検定等の合格者のほか体育、文化及び芸術活動に顕著な業績をもつ活動を行った者、社会的に顕著な貢献が認められる活動を行った者、教務委員会や各学科が指定した活動を行った者は、所定の期日までに「単位認定申請書」に技能資格の証明書（級）を添付し、教務委員長に願い出ることにより、教務委員会にて審査し、教養教育科目もしくは専門教育科目の「特別課外活動」として各 1～2 単位を認定している。
- ・外部試験の単位認定について、平成 28 年度入学生までは TOEIC の試験において 500 点以上の成績を修得または英検 2 級に合格した学生は、その求めに応じて、2 単位（「英語 IA」または「英語 IB」）を認定している。TOEIC の試験において 600 点以上の成績を修得または英検準 1 級、英検 1 級に合格した学生は、その求めに応じて、4 単位（「英語 IA」および「英語 IB」）を認定している。単位認定を受けようとする者は、所定の期日までに「単位認定申請書」に技能資格の証明書（級またはスコア）を添付し、共通教育センター長に願い出ることにより、教務委員会にて審査し、教授会に報告している。
- ・他大学を卒業または中途退学した者、短期大学、高等専門学校を卒業した者で本学に入学を許可された者の他大学等における既修得単位の取り扱いについては、学習教育内容および単位数を教育課程と照合の上、当該学科教務委員が精査し、教務委員会にて審査し、教授会の議を経て認定を行っている。

【自己評価】

- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえて、あらかじめ基準が明示された、単位認定、進級、卒業、修了判定について、審査過程が明確化されており、教務委員会および教授会で厳正に諮られていると判断する。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・厳格な成績評価に伴う GPA 評価を含めた効果的な成績評価方法の開発を行う。
- ・成績評価について、試験以外の多面的な評価方法を明示するとともに、成績評価に対する異議申立てについては、その事務フローと対応を再確認し、全体に周知する。
- ・成績評価について、その方針を「アセスメント・ポリシー」として明文化する必要があるについて、検討する必要がある。

3-2 教育課程及び教授方法

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

- ・教育課程表の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、教育課程の編成方針と教育実践のあり方を学生及び教職員に明示するとともに、「専門家として必要な素地、調和のとれた人格、優れた創造力と実行力を備えた人材の育成」の実現に向けた教育課程の編成及び学科目の開発を促している。
- ・編成された教育プログラムは、科目群の学習・教育目標、科目間の関連性を「学生便覧・シラバス」に明示するとともに、ホームページで公開している。

【自己評価】

- ・大学全体としての学修教育への取り組みを含めた教育課程の編成方針は明確に定められており、「学生便覧・シラバス」や Web サイト等を通じて、周知・公開されている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【事実の説明】

- ・教育課程の編成方針に従い、各課程、学科、研究科、専攻において、それぞれの学修教育目標との整合性を図りながら、体系的な教育プログラムの作成に当たっている。
- ・学生が身につけるべき学士力の総合評価である卒業又は修了に関しては、「卒業に必要な最低単位数」、「修了に必要な最低単位数」のほか履修条件、進級条件などを予め明示することにより、計画性をもった学修を行うことを促している。

【自己評価】

- ・本学におけるカリキュラム・ポリシーは、教育目的を踏まえた上で策定しており、具体的な教育プログラムの編成に反映されている。ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保

されていると判断する。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【事実の説明】

- ・各課程、学科、研究科、専攻において編成された教育プログラムは、学部長、教務委員長、教務副委員長、研究科長、専攻長による確認と調整が図られたうえで確定している。
- ・学科目の具体的な学修教育の内容は、教務委員長により示される指針に従って、「学生便覧・シラバス」に明記されている。
- ・「学生便覧・シラバス」には、授業の達成目標、授業の概要、成績評価方法と基準、各週における学習内容とそれに関わる準備学習と復習の内容が記載されており、単位実質化のための取組が明示されている。
- ・教育課程の編成方針に従い、各課程、学科、研究科、専攻において、それぞれの学修教育目標との整合性を図りながら、体系的な教育プログラムの作成に当たっている。
- ・体系的に編成された科目は、適切な番号を付し分類する「科目ナンバリング」によって学部・学科ごとに授業科目の難易度に基づく学修の段階や順序を明確にしている。
- ・履修科目の登録上限単位数は、CAP 制導入により平成 24(2012)年度からは 1 セメスターあたり 24 単位と定めている。
- ・「学都仙台・単位互換ネットワーク」制度に参加する大学との間で単位互換を行っており、他大学開講科目群として、教養教育科目 4 単位、専門教育科目 4 単位を卒業単位として認定している。
- ・「復興大学・復興人材育成コース」（平成 24（2012）年度から平成 27（2015）年度まで開講）において単位を修得した者は、8 単位までを進級および卒業単位として認定している。
- ・「文部科学省 地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」にて、地域企業と連携した授業を特別課外活動として開講し、教養科目または専門科目として 2 単位を認定している。平成 29（2017）年度からは、学科横断科目として、工学部では「地域防災減災論」「地域とテクノロジー」、ライフデザイン学部では「コミュニティネットワーク論」を開講した。この 3 つの科目は全学選択必修科目と位置付け、1 年次に履修を義務付けており、工学部における 2 科目受講者や、2・3 年次生の受講者を含む延べ受講者数は、工学部 697 名、ライフデザイン学部 304 名、計 1,001 名となっている。

【自己評価】

- ・本学における各教育課程は、教育プログラムの学修教育目標の達成を目指して、体系的に編成されていると判断する。
- ・本学の「学生便覧・シラバス」は、履修登録単位数上限の適切な設定など、単位制度の実質を保持するとともに、学修教育目標との整合性を図りながら、適切に整備していると判断する。

3-2-④ 教養教育の実施

【事実の説明】

- ・学部から独立した 4 つの組織「共通教育センター」「学修支援センター」「教職課程セン

ター」および「技術支援センター」を設置し、人間力、基礎教養、リメディアル教育、教職教養、専門技術教育などの支援を行うための体制を整えている。

- ・「共通教育センター」が開講する科目は、人文学、社会・自然科学、語学、体育など、広い分野を網羅しており、人間力の向上を目指している。
- ・特に近年、「共通教育センター」は初年次教育の充実に努めており、高等学校教育から大学教育への円滑な移行を図る目的で設置した「学修支援センター」と協働の上、本学の学生が身につけるべき教養教育と各学科の専門教育にスムーズに接続するための専門基礎教育を行っている。

【自己評価】

- ・本学では、教養教育実施のための体制を整備し、人間力、基礎教養、リメディアル教育、教職教養などの学修支援を適切に実施しており、理数系、人文・社会系、語学系、スポーツ・健康系の各科目が全体としてバランスよく配置されていると判断する。
- ・本学は、初年次教育における学生支援に特に力を入れており、学生が身につけるべき教養教育と各学科の専門教育にスムーズに接続するための工夫がなされていると判断する。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

- ・「学生便覧・シラバス」には、授業の達成目標、授業の概要、成績評価方法と基準、各週における学習内容とそれに関わる準備学習と復習の内容が記載されており、単位実質化のための取組が明示されている。
- ・本学では、Faculty Development (FD) 委員会が企画する全学科目統一の「授業評価アンケート」を実施しており、結果は定量化され、全学生および教職員に公表される。この評価結果は教員表彰の対象となる一方、評価の低い学科目の担当教員は「授業改善計画書」をFD委員長に提出し、授業改善に努めることを要請される。
- ・教務委員会、FD委員会、Center of Community (COC) 推進委員会、Center of Community + (COC +) 支援委員会、情報サービスセンターなど、関連する組織が協働して、アクティブラーニングや反転授業に関する外部講師による講演を実施し、教授方法の工夫・開発と効果的な実施を促す啓蒙を行っている。科目の中には、すでにアクティブラーニングに該当する科目が存在し、効果的な授業方法を求める傾向が伺える。
- ・平成29年度末にアクティブラーニングへの対応を視野に入れた環境整備として、八木山キャンパス9号館(3教室)と長町キャンパス(2教室)の机椅子を、可動性とレイアウトの多様性に対応できるものに更改した。併せて、少人数によるセミナーやアクティブラーニングに対応できるよう、図書館本館(八木山キャンパス)のラーニングコモンズ用の2部屋についても同様の設備更改を行った。

【自己評価】

- ・関連する組織による密な連携が行われ、教授方法の改善を進めるための運用がなされていると判断する。
- ・すでにアクティブラーニングなどの自学自習を促す仕組みを考慮した科目が存在し、授

業内容や方法に工夫がなされているとともに環境整備についても充実を図っていると判断できる。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育の実践目標を理解し、継続的に推進していくとともに、セメスターごとに実施される「授業評価アンケート」や授業科目ごとの成績分布分析結果などから、授業実施内容を振り返り、科目間で成績分布に大きな偏りが出ないように、次回実施する授業の改善につなげるなど、教育点検評価と改善の努力を継続して教育改善に取り組んでいく。
- ・アクティブラーニングに関する環境整備については、平成 30（2018）年度も八木山キャンパス 1 教室、長町キャンパス 2 教室について、更改を予定している。

3-3 学修成果の点検・評価

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

- ・学生の学修状況は、クラス担任もしくはセミナー担当教員が情報共有している。
- ・学生の学修状況は、IR を担当する学長室にて学科別入試区分別等に統計分析を施し、代議員幹事会で点検・評価がなされている。
- ・学生の資格取得状況は、学生の所属学科、教務学生課にて情報収集され、集計されている。
- ・就職状況は、就職委員会およびキャリアサポート課により調査され、点検・評価されている。
- ・学生の意識調査は、入学生を対象に毎年度実施される「本学への進学に関するアンケート」、そして毎年度末に全学生を対象に実施される「大学評価アンケート」および「大学院評価アンケート」により実施されている。

【自己評価】

- ・学修成果の点検・評価方法の確立がなされ、適切に運用されていると判断している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【事実の説明】

- ・学生の学修状況は、IR を担当する学長室にて統計分析され、代議員幹事会および学部学科長会議にて報告されるとともに、全教員に情報共有され適切な改善に資するものとしている。
- ・統計分析された学生の学修状況資料に基づき、平成 29（2017）年度に学修支援センターを設置し、特に初年次教育の強化を開始した。
- ・学生が取得した資格の一部は、学生の申告により科目「特別課外活動」の単位として認

定されている。

- ・取得難易度の高い資格取得者は、課外活動優秀者表彰の対象としている。
- ・学生の就職状況調査結果は、就職委員会より代議員会および教授会にて報告され、社会情勢を踏まえた適切な就職活動支援に資するものとしている。
- ・様々な学生の意識調査結果は、FD 企画部会での点検・評価を踏まえ、代議員会および教授会にて報告され、課題の発見・認識、改善方策の検討を経て実行に付されている。施設設備関係の要望等は、理事会に検討が付されている。

【自己評価】

- ・学修成果の点検・評価結果の、学修指導等改善のためのフィードバックは、適切に実施されていると判断している。

(3) 3－3の改善・向上方策（将来計画）

- ・かつて実施していた就職先の企業アンケートが今期は実施されておらず、改善を要する。
- ・本学は、3つのポリシーに正課外活動等に関する「指導の方針（G2 Policy）」を加えたAEGG ポリシーを定めているが、この「指導の方針」の成果を定量的に点検・評価する方法の確立を進める必要がある。

【基準3の自己評価】

- ・ディプロマ・ポリシー（本学ではグラデュエーション・ポリシー）に基づく、卒業もしくは修了の認定は、適切に実施されていると判断している。
- ・カリキュラム・ポリシー（本学ではエデュケーション・ポリシー）に基づく、教育課程の編成およびその実施は、適切になされていると判断している。
- ・教育の質保証および質向上のための学修成果の点検・評価そしてその活用は、適切かつ効果的に実施されていると判断している。
- ・本学では3つのポリシーに正課外活動等に関する「指導の方針（G2 Policy）」を加えたAEGG ポリシーを定め、継続的な改善に努めていると判断している。
- ・AEGG ポリシーに基づく各種の取り組みが適切に効果的に実施されているかを、定常的に点検評価するためのアセスメント・ポリシーを策定する必要がある。

基準4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

【事実の説明】

- ・ 本学の建学の精神、基本理念に基づく使命・目的の達成のため、学長の適切なリーダーシップ発揮を図るため、以下の補佐体制を整備している。
- ・ 学長を補佐する副学長を2名、学長が指名している。
- ・ 学長の諮問機関である、入試委員会、教務委員会、学生委員会、就職委員会等を設置し、その委員長等を学長が指名している。
- ・ 学長が議長となり、副学長、学部長、共通教育センター長、学長室長、大学事務局長、法人本部事務局長、大学事務局次長がメンバーである代議員幹事会を設置している。
- ・ 学長が議長を務める代議員会は、全委員長、全学科長、全専攻長等の部局長から構成されている。

【自己評価】

- ・ 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップは確立され、適切に発揮されていると判断する。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

【事実の説明】

- ・ 学長の適切なリーダーシップ発揮を図るため、以下のような権限の分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。
- ・ 学長を補佐する副学長2名は、それぞれ学内事業担当、対外事業担当として、密接に関連する部局長を兼務し、役割分担している。
- ・ 学長の諮問機関である、入試委員会、教務委員会、学生委員会、就職委員会等の委員長等は、それぞれ所管の事項について、AEGGポリシーに基づく施策を実行している。毎年度の計画そして総括を学長に提出している。
- ・ 学長が議長を務める代議員幹事会は、代議員会の議案精査、全学的課題に関する協議、緊急課題に関する協議と対処決定等を行っている。特定課題について先行的に議論するワーキンググループ等の設置を必要に応じて協議し、その結果を踏まえて学長がワーキンググループ等を設置している。
- ・ 工学部長は工学部学科長会議を、ライフデザイン学部長はライフデザイン学部学科長会議を掌り、学部共通課題等の協議を行っている。
- ・ 学長が議長を務める代議員会は、教授会決定事項以外の事項を、審議・決定している。
- ・ 学部および大学院教授会は、教授会規程等により組織上の位置付けと役割が明確化され、

あらかじめ定められた教育研究に関する重要な事項について審議あるいは報告され、必要に応じて教授会構成員が意見を述べることができる。

【自己評価】

- ・ 本学の建学の精神、基本理念に基づく使命・目的の達成のための教学マネジメントが構築されていると判断する。
- ・ 教学マネジメント構築における、権限は適切に分散されるとともに、それぞれの責任は明確化されていると判断する。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【事実の説明】

- ・ 教学マネジメントにおいて適切に分散された権限を掌る各組織・委員会には、職員が配置されている。
- ・ 配置された職員は、事務局機能を担うとともに、一部は委員として教員とともに組織運営に関わっている。

【自己評価】

- ・ 教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化していると判断している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学の教学マネジメントは機能していると判断しているが、教育の質保証が今後益々求められるとともに、少子化等の社会変動が今後益々進むとの認識を持ち、教学マネジメントの機能性の維持に、継続的に取り組むこととする。

4-2 教員の配置・職能開発等

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【事実の説明】

- ・ 教育目的及び教育課程に即し、本報告書 p.8「2. 本学の概況（5）教員数」及び「エビデンス集データ編・共通基礎データ様式1」に示す専任教員を配置している（平成29（2017）年度）。
- ・ 各学科等における教員数は、理事会が平成26（2014）年度に設置した「教職員の基準人員策定のためのプロジェクトチーム」が検討し、理事会にて入学定員及び収容定員を踏まえた基準人員、在籍者数を踏まえた適正人員を定めている。
- ・ 各学科等においては、各学科等の教育目的を踏まえて、各専門分野における細分野構成、教授数、年齢構成を考慮し、教員構成をしている。
- ・ 教員の採用については、学部長の指示のもと学科長等が人事計画案を作成し、その人事

計画案を学部長及び学長が協議確認の上、代議員幹事会及び代議員会にて審議される。その後、公募もしくは推薦により候補者を選考する。学科長より学長に内申される新規採用候補者は、東北工業大学人事委員会規程等に基づき人事委員会および審査会にて業績等を審査され、人事委員会にて投票により賛否が諮られる。その結果は、代議員会及び教授会に報告された後、理事会での審議により決定される。

- ・ 本学大学院博士後期課程修了者（ポスドク）を、任期付き助教として採用する制度を整えている。
- ・ 教員の昇任については、学部長の指示のもと学科長等が人事計画案を作成し、その人事計画案を学部長及び学長が協議・確認した後、東北工業大学人事委員会規程等に基づき昇任候補者は人事委員会および審査会にて業績等を審査され、人事委員会にて投票により賛否が諮られる。その結果は、代議員会及び教授会に報告された後、理事会での審議により決定される。

【自己評価】

- ・ 大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置していると判断している。
- ・ 教員の採用及び昇任は、規程に基づき適切に審査され、採用可否の判断がなされていると判断している。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

- ・ FD 委員会を設置し、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施を掌っている。教育担当副学長が委員長を務めている。
- ・ FD 委員会は、教育分野及び研究・社会貢献分野に関する教員評価を実施するとともに、優秀教員表彰の候補者選考及び授業改善を要する教員の選考、教育改善のための研修会等の企画と実施を行っている。
- ・ FD 委員会に FD 企画部会を設置し、委員会での審議に付す原案作成の議論を実施している。また特定課題についてのワーキンググループを、必要に応じて FD 企画部会の下に設置し、集中的な議論を実施している。
- ・ FD 研修会は、内容に応じて教務委員会、情報サービスセンター、学長室等と共催とし、全学的な教育改善に資するものとしている。
- ・ FD 研修会の一部は FSD 研修会とし、教職協働の実質化に資するものとしている。
- ・ FD 研修会はビデオ録画し、情報サービスセンターの LMS に登録している。研修会を止むを得ない理由で欠席した場合や、振り返りのための視聴を可能としている。

【自己評価】

- ・ 教員の配置及び職能開発等は、適切に実施されていると判断している。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学と新規採用教員とのマッチングを吟味する必要が指摘されており、専任教員を新規採用する際に、任期付き教員として採用し、その後テニユアに移行するような人事制度

を確立する必要がある。

- ・ 本学は平成 32（2020）年度に改組を予定しており、必要かつ円滑な教員異動等を図る必要がある。

4-3 職員の研修

（1）4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

（2）4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

- ・ 職員の資質向上のための研修は、「学校法人東北工業大学事務研修に関する要綱」に基づき実施している。研修は大きく学内研修、学外研修、自己啓発研修の3つの体系となっている。学内研修としては、管理職研修会、課長補佐研修会、事務職員勉強会の3つの階層別研修会のほか、新規採用事務職員研修会、課内研修（OJT）を開催している。学外研修としては、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団、私学経営研究会、私立大学情報教育協会、労働調査会等が主催する各種研修会、セミナーにできるだけ多くの事務職員を参加させている。
- ・ 高度な専門的力量を持った事務職員の養成が不可欠であり、本学では自己啓発研修の一環として、桜美林大学大学院の大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）にこれまで7名の事務職員を派遣し、能力開発の援助を行っている。また、平成 25（2013）年度から北海道科学大学との人事交流を実施しており、毎年1名ずつ相互に派遣・受入れを行なっている。
- ・ 事務職員の人事考課制度は平成 24（2012）年度から3年間試行実施した後、平成 27（2015）年度から本格実施した。人事考課制度は職員の勤務実績及び職務遂行能力を把握し、職員の資質と意識の向上を図り、組織の活性化に資することを目的としている。
- ・ 事務職員の人事異動は原則、毎年4月に実施しているが、退職者の補充と新規採用とともに、法人本部事務局、大学事務局、高校事務室間の配置替えを積極的に行っている。原則、5年以上の在籍者をできるだけ異動させ、人材の育成、組織の活性化を図っている。

【自己評価】

- ・ 事務職員の能力開発については、学内研修、学外研修、自己啓発研修により、事務職員の資質・能力向上の機会が提供されている。特に、事務主任以下を対象とした事務職員勉強会については重点的に取組んでおり、年8回開催、学内外の講師による講演やグループディスカッションを行い、事務職員の業務遂行能力の向上とともに、職員間のコミュニケーションや目的意識の共有、職員の意識改革を図っている。

（3）4-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 人事考課制度は3年間の試行期間を設けたこと、シンプルでわかりやすい制度設計としたこと、考課者研修を行ったこと等から定着化してきている。今後は、目標管理制度の

導入と、人事考課の評価結果を処遇、賃金に反映させていく必要があり、年功型賃金体系から職能資格制度に基づく賃金体系への見直しを進める。

4-4 研究支援

(1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

- ・講師以上の専任教員にあっては、とくに専門学科では独立した教員室と研究室（配属された学部学生、大学院生の学修室）を有しており、空間的な研究環境を確保している。
- ・教学アドバイザーの導入(平成26(2014)年度)や学修支援センターの創設(平成28(2016)年度)による教育運営の負担軽減、大学運営に関わる各種委員会の委員定数の見直しや会議数および会議時間の見直しによる余剰時間の創出など、教員の研究時間の確保に努めている。
- ・研究資金については、外部資金導入の促進や大学が募集する研究プロジェクトへの応募促進などを組織的に図っている。
- ・外部資金導入については、地域連携センターが中心となって「東北工業大学研究シーズ集」を作るなどして、地域産業界のニーズと本学教員のシーズのマッチングを行い、外部資金の導入につなげている。また、科研費研修会を開催して、教員の科研費申請と獲得に向けた取り組み促進を支援している。
- ・大学が募集する研究プロジェクトについては、地域自治体や地域の諸団体および地域産業界との連携を条件とした研究課題を公募・採択して、教員の研究活動の活性化を促している。採択に当たっては、副学長、学部長、学科長等からなる審査委員会を組織し、審査の透明性を担保している。
- ・研究資金の管理業務については、本学の「科学研究費補助金等の運営管理要綱」に従い、施設管財課および地域連携センターが適切に履行している。
- ・本学では、かねてより教員の勤続年数に応じて短期もしくは長期の研修制度を設けている。以前はこの制度の利用者は極めて少なかったが、最近ではほぼ毎年1名の教員が、約1年間の長期研修に派遣されている。

【自己評価】

- ・教員の研究環境について空間的には確保されていると言ってよい。研究時間についても十分な確保に向けて組織的な努力が続けられている。
- ・外部資金導入の促進、研究プロジェクトの公募と採択など、研究環境の活性化について、組織的な支援体制を構築しており、研究資金の使われ方についても適切な管理運営に努めている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

【事実の説明】

- ・ 本学では、平成 19（2007）年に文科省から出された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、同年、「東北工業大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規程」を整備。また、同年、科学研究費補助金等の運営管理体制について、「科学研究費補助金等の運営管理要綱」を策定し、学内の責任体制を明確化するとともに、この要綱が本学における全ての研究費に対して適用されることを明示している。さらに、平成 20（2008）年、内部監査室を設置して「内部監査室運用規程」を整備。平成 25（2013）年、「東北工業大学公的研究費不正防止計画」を策定し、「東北工業大学研究費不正防止推進委員会規程」を制定している。
- ・ 教職員の研究倫理意識を醸成するために、毎年、研究費不正防止委員会主催の「研究不正防止コンプライアンス研修会」を行っている。
- ・ 平成 27（2015）年度より、教員を対象に、受講周期 2 年の研究倫理教育を実施している。この倫理教育の受講義務者は助教以上の専任教員で、対象者は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）にて運営している CITI Japan プロジェクトの提供する e-learning システムを受講し確認テストを合格（80 点以上）することとしている。平成 27（2015）年度、平成 29（2017）年度とも受講率と合格率は 100%である。
- ・ ヒトや動物を対象とした調査・研究のための倫理審査体制については、倫理上の問題が生じる可能性のある研究及び研究成果の公表を行う場合の留意事項及び手続き等を定めた「東北工業大学研究倫理規程」を整備しており、さらに、この規程に基づいて「研究倫理委員会」を置き、人権擁護や動物愛護の観点からこれらの研究の円滑な実施に資することを目的として、研究実施計画の審査ならびに研究上の倫理について審議する体制を整えている。

【自己評価】

- ・ 本学の教職員には、当然のことながら、教育・研究に対する高い倫理観と品格を持った行動規範が求められる。とくに、昨今、社会的に大きな問題となっている研究活動における不正行為に対しては、決してあってはならないこととの認識のもと、その防止のために、研究倫理の確立と厳正な運用について諸規程を整備し、遵守している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【事実の説明】

- ・ 本学内部資金を原資とした研究プロジェクトは本学全教員を対象に公募して、厳正なる審査を経て採択者を決定している。この研究プロジェクトは、「東北工業大学地域連携センタープロジェクト研究取扱規程」および「同実施要項」に基づき、産学連携研究と地域連携研究に分けて、さらに産学連携研究は実用化開発研究と実用化試験研究に分けて募集するものである。平成 27 年度の採択実績は 13 件、5,100 千円、平成 28（2016）年度は 10 件、4,350 千円、平成 29（2017）年度は 5 件、2,950 千円である。
- ・ 文科省による大学 COC 事業においても、「せんだい創生プロジェクト」として全教員を対象に研究課題を公募し、厳正なる審査を経て採択者を決定している。この研究プロジェクトは、連携協定を締結している仙台市からも委託事業として受託しており、それも含めると、平成 27（2015）年度の採択実績は 11 件、3,500 千円、平成 28（2016）年度は 10 件、2,830 千円、平成 29（2017）年度は 8 件、2,600 千円である。

【自己評価】

- ・ 本学内部資金を原資とした研究プロジェクト、国や地方自治体からの委託事業としての研究プロジェクトなど、いずれの研究活動においても資金の配分は厳正な審査に基づき公正に行われている。

(3) 4－4の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 私学における研究の活性化には外部資金導入への努力は不可欠である。この認識のもと、最も代表的な競争的資金である科学研究費の獲得を目指して、応募件数の増加策に取り組む必要がある。
- ・ 研究倫理教育の受講義務者は、今のところ、助教以上の専任教員で、助手や本務以外の研究者、大学院生、学部生、職員は受講推奨者（受講は任意）として所属長または指導教員に可否を一任しているが、今後これらの受講推奨者の受講を義務化するかどうかについては検討していく必要がある。

【基準4の自己評価】

- ・ 学長の適切なリーダーシップを補佐する体制は整えられている。
- ・ 本学の教育目的を達成するための効果的な教員配置がなされている。
- ・ FD、SD を通じて教職員の職能開発がなされ、また教職協働も推進されている。
- ・ 教員の研究環境は、空間的にも時間的にも確保されるよう努力が続けられており、研究資金についても組織的な支援体制を整備しつつある。
- ・ 研究倫理の確立と厳正な運用については、諸規程を整備して遵守に努めているとともに、教員を対象とした研究倫理教育についても平成 27（2015）年度より取り組んでいる。

基準5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

- ・「学校法人東北工業大学寄附行為」第3条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、幅広い知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、文化と産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする」と定め、「学校法人東北工業大学組織規程」第1条では、「この規程は、学校法人東北工業大学寄附行為に規定する目的を達成するため、必要な組織を定めることを目的とする」としている。
- ・本学の経営に関しては、「学校法人東北工業大学寄附行為」に基づき、理事会を意思決定機関とし、理事長がこの法人を代表し、その業務を総理している。
- ・理事、評議員、監事の選任は、「学校法人東北工業大学寄附行為」に基づき適切に行われている。定期的で開催される理事会、評議員会への理事・評議員・監事の出席率は、付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者を含めると100%である。

【自己評価】

- ・「学校法人東北工業大学寄附行為」に定められた意思決定機関としての理事会と諮問機関としての評議員会が適正に機能しており、経営の規律と誠実性が維持されていると判断している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

- ・本学の建学の精神である、「わが国、特に東北地方の産業界で指導的役割を担う高度の技術者を養成する」という使命を果たすべく人材の育成に努め、東北地方をはじめ全国の産業界に人材を輩出してきた。
- ・学校法人東北工業大学は、私学を取巻く厳しい社会環境の変化に迅速に対応し、本学園が教育機関としての社会的使命と目的を果たし着実に発展していくために、平成26(2014)年度を初年度とする中期計画「学校法人東北工業大学第2次5ヵ年計画」を策定するとともに、その裏付けとなる健全な財政基盤を確立するための「学校法人東北工業大学第2次財務5ヵ年計画」を策定した。大学部門の冒頭で、大学のあるべき姿、進むべき方向として「東北地方における私学として最も魅力のある文理融合型の工科系大学」①地域に根差し、地域のニーズに応え、地域から信頼される大学、②きめ細かな教育により高度の知識・技術を身に着けた人材を育成する大学、③財政基盤を確立し、未来に向けて発展し続ける大学というビジョンを策定した。このビジョンを実現するため、

本学の有する教育研究資源を十分かつ効果的に活かして、教育研究及び地域貢献の取り組みを積極的に推進し、これまで以上に魅力的な工科系大学へと一層飛躍することを目指すこととした。また、財務面としては、「第2次財務5ヵ年計画」の基本方針として、平成30（2018）年度までに学生生徒の収容定員を確保し、収入基盤の安定化と多様化を図るとともに支出の抑制に努め、財政基盤を確立し、未来に向けて発展し続ける大学・高校を目指すこととした。本学園のあるべき姿、目指すべき方向を示した計画の内容を全教職員が共有し、その達成に向けて取組んでいくことが重要であり、全教職員に周知し協力を求めた。

【自己評価】

- ・私学を取り巻く厳しい環境の変化に迅速に対応するため、「学校法人東北工業大学第2次5ヵ年計画」を策定し、その裏付けとなる健全な財政基盤を確立するための「学校法人東北工業大学第2次財務5ヵ年計画」を策定・実行しており、建学の精神に基づき、大学の使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている判断している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

- ・環境面については、平成18（2006）年に理事会の下に「東北工業大学環境保全委員会」を設置し、地球環境の維持・改善に貢献するという社会的期待に応えるため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を平成20（2008）年2月に取得し、以降3年に1回の更新審査を経て維持してきている。現在では、環境方針に掲げる「循環型社会実現へ寄与」、「省エネルギー、省資源、廃棄物削減のための4R運動などに取り組み、環境への負荷を軽減」、「感染の予防」、「教職員、学生の環境意識の高揚」のため、各部局においてより細分化した実施計画を策定し、環境マネジメントシステムの維持、改善に全学を挙げて取組んでいる。
- ・クールビズをはじめ、消灯の徹底、エアコンの設定温度（夏28℃、冬20℃）の徹底、エレベーターの使用自粛、ISO推進リーダーによる見回りの実施等を行い、最大限の節電に努めている。
- ・八木山キャンパスの建物の一部には、太陽光発電システム、雨水利用システムの導入や屋上緑化を実施しており、環境に配慮した取り組みを行っている。
- ・ハラスメントの防止については、「学校法人東北工業大学ハラスメント防止に関する規程及び運用細則」に基づき、大学、高校それぞれにおいて防止委員会を設置するとともに、全教職員に年1回の研修会受講を義務づけ、ハラスメントの未然防止に努めている。
- ・安全については、「東北工業大学防火・防災管理規程」に基づき、火災、震災、その他の災害の予防、人命の安全、被害の防止を図っている。避難訓練については、毎年自衛消防隊兼避難訓練担務表に基づき実施している。平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災を教訓として、本学ホームページへの危機管理上の緊急通知文表示方法や安否確認メール送信方法など「東北工業大学震災時等対応マニュアル」を作成掲載し、危機管理体制のさらなる見直しを図っている。
- ・学生・教職員の安全については、労働安全衛生法に基づき、「学校法人東北工業大学安全衛生管理規程」により、安全衛生委員会を設置し、毎月1回委員会を開催している。

- ・平成 27（2015）年 12 月改正労働安全衛生法、労働安全衛生規則及び「心理的な負担の程度を把握するための検査及び、面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、平成 28（2016）年 4 月「学校法人東北工業大学ストレスチェック実施要領」を制定し、職員のストレスを軽減するため、職場の環境改善を積極的に推進するとともに、職員の自主的な健康意識を高める活動を推進している。
- ・安全衛生委員会委員による各キャンパスの安全パトロールを行い、学内施設設備の危険個所の発見と改善に努めている。
- ・安全衛生教育としては、全教職員を対象に外部講師を招いて健康講話を毎年開催している。平成 26（2014）年度「健診結果から見た今後の健康対策～動脈硬化・癌を中心に～」、平成 27（2015）年度「うつ病のこころとからだ」、平成 28（2016）年度「健康的な食生活と運動について」、平成 29（2017）年度「健康は毎日の生活習慣から」と題し開催した。

【自己評価】

- ・本学では環境保全については、ISO14001 の認証を取得し、全学的な組織で環境マネジメントシステムの維持・改善に努めている。
- ・人権や安全に対する配慮については、規程類に明確に定められ、組織体制も整備されており、適正に行われていると判断している。

（3）5－1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・経営の規律と誠実性の維持は十分に保たれていると判断しており、教育機関としての社会的使命と目的を果たし、本学の建学の精神に基づき、東北地方における私学として地域に根差し、地域のニーズに応え、地域から信頼される大学となるよう継続的に努めていく。
- ・研究においても地域から信頼される大学として、東北地方の持続可能な開発目標の研究・実践を設定した研究ブランディング事業「ポスト震災後の東北 SDGs 研究実践拠点形成事業」を推進し、地域社会・産業そして文化の発展への拠点を構築し、さらに地域からの認識を向上させる。
- ・平成 30（2018）年度が最終年度となる第 2 次中期計画の検証をもとに、第 3 次の中期計画を策定し、平成 31（2019）年度以降も安定した経営基盤を確立し、私学を取り巻く厳しい社会情勢に対応できるよう、引き続き運営体制の整備に全学を挙げて取り組んでいく。

5－2 理事会の機能

（1）5－2 の自己判定

基準項目 5－2 を満たしている。

（2）5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5－2－① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

- ・本法人の役員は学校法人東北工業大学寄附行為に基づき、理事 11 人、監事 3 人として

いる。理事の内訳は、第1号理事は「学長、校長」2人、第2号理事は評議員のうちから評議員会において選任した者4人、第3号理事は学識経験者のうち理事会において選任した者5人としている

- ・ 理事会は学校法人東北工業大学寄附行為施行細則第4条により、5月、10月、1月及び3月の年4回定例開催しているほか、理事長が必要と認めるときに臨時に開催している。
- ・ 平成27（2015）年度から平成29（2017）年度の理事会への理事の出席状況は次のとおりである。

平成27年度	月 日	5.27	6.29	10.29	1.25	3.24
	出席状況	11	6	11	10	11
平成28年度	月 日	5.23	10.31	1.23	3.22	—
	出席状況	11	11	10	9	—
平成29年度	月 日	5.29	11.14	12.4	1.23	3.27
	出席状況	10	10	11	10	10

なお、寄附行為第15条第10項により「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と定められていることから、意思決定に問題はなく、運営されている。

- ・ 理事会機能の円滑化と迅速化を図るため、学校法人東北工業大学寄附行為施行細則第9条により、常勤理事会を設置している。常勤理事会は理事長と常勤する理事全員をもって組織し、毎月1回開催している。常勤理事会は理事長が議長となり、管理運営に関する事項、業務執行に関する事項等を審議（比較的軽易な案件については、理事会の決議により、常勤理事会に委任されている）するとともに、理事会に提案する議案を審議するほか、教授会の審議結果も報告されている。また、常勤理事会には副学長、学部長、法人・大学各事務局の主要な課室長が常時陪席している。常勤理事会の決定事項等については、教授会や定例課長会等を通じて教職員に周知している。

【自己評価】

- ・ 本学の理事は11名であるが、うち5名は学外理事であり、会社経営者、法曹界、マスコミ界等の学識経験者で構成されており、幅広い意見の取入れが可能となっている。また、理事会機能の円滑化と迅速化を図るため、権限を委譲された常勤理事会を毎月開催し、機動的に運営している。常勤理事会には学長、副学長（1名）がメンバーとなっているほか、教学側関係者の理事でない副学長、学部長、学長室長が陪席しており、迅速に対応できる仕組みとなっている。

（3）5-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 理事候補者の選任に関する規程が未整備であり、ガバナンスの強化、経営の透明性の観点から、今後も継続的に整備を進めていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

（1）5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

【事実の説明】

- ・最高意思決定機関である理事会機能の円滑化と迅速化を図るため常勤理事会を設置し、毎月1回定例開催している。常勤理事会は理事長を含む常勤する理事6名で構成されており、学長及び副学長（1名）は常勤する理事として出席し、理事会に提案する議案の審議や業務報告を行っている。また、常勤理事会の前々日に常勤する理事6名と理事でない副学長1名で構成される経営戦略会議を開催し、常勤理事会の議案や法人の財政基盤確立及び経営改善に関する諸課題について意見交換している。
- ・教学部門の意思決定は、教授会及び大学院教授会で行われている。それぞれ概ね毎月1回開催し、教育、研究に関する事項を審議及び連絡調整を行い、大学の円滑な運営を図っている。
- ・平成27(2015)年4月1日の学校教育法の改正施行により、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革が図られ、副学長の職務や教授会の役割について見直しがなされた。それに伴い、本学では教授会規程をはじめとした内部規則や運用の見直しを行った。その結果、教授会は（1）学生の入学、卒業に関する事項、（2）学位の授与に関する事項、（3）前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に掲げる事項についてのみ審議し、学長に意見を述べるものと改正した。
- ・代議員会は学長、副学長、学部長、研究科長、学長室長、学科長、専攻長、共通教育センター長、教職課程センター長、附属図書館長、ウェルネスセンター長、地域連携センター長、研究支援センター長、情報サービスセンター長、学修支援センター長、入試委員長、教務委員長、学生委員長、就職委員長、広報委員長で構成され、各部局・各種委員会等から上申された事項を審議している。
- ・代議員会には、学長、副学長、学部長、学長室長、共通教育センター長、大学事務局長をもって構成される代議員幹事会を設置し、代議員会の議題、教育研究戦略に関する重要な事項及び学長から付託された事項を審議している。
- ・平成26(2014)年度からスタートした「学校法人東北工業大学第2次5ヵ年計画」では、常勤理事会の下にワーキンググループを設置し、大学・高校・教員・事務職員から組織横断的に選出されたメンバーで検討を進めた。第2次5ヵ年計画書の最重点施策の中で、入試広報活動強化、教職員の基準人員、建物の建替え計画、学部・学科の改組・再編、高大連携戦略等についても、プロジェクトチームやワーキンググループ等を設置し、教職員の検討・答申を受け、常勤理事会への提案、審議を経て実行している。

【自己評価】

- ・理事会機能の円滑化と迅速化を図るため常勤理事会を設置している。また、本学の経営戦略をはじめ、重要事案について協議・検討する経営戦略会議を置き、それぞれ毎月1回定例開催し、円滑な運営を行っている。
- ・大学は、各部局・各種委員会等から上申された事案を、代議員幹事会、代議員会そして、教授会及び大学院教授会で意思決定している。また、最重点施策については組織横断的な教職員で構成されたプロジェクトチームやワーキンググループ等からの検討・答申を

受ける仕組みを設けている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【事実の説明】

- ・監事は本法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て選任した者とされており、適切に選考が行われている。平成 16（2004）年の私立学校法の改正による監事の機能強化を踏まえ、本学では監事はすべての理事会・評議員会に出席している。監事は学校法人東北工業大学監事監査規程に基づき、期中、期末監査において、学校法人の業務及び財務の状況について公認会計士と意見交換を行い、会計年度終了後には監査報告書を作成し、理事会、評議員会において監査結果を報告している。また、学校法人が直面している課題、入学生の確保に関する取組み、財務状況の改善に対する取組み、教員の資質向上のための組織的な取組み、学校運営等について、監事の所見として理事会、評議員会において意見を述べている。この監事の所見に対する対応については、10 月の理事会で監事に対し書面をもって回答している。
- ・評議員会及び評議員については、学校法人東北工業大学寄附行為第 18 条から第 24 条に規定されている。本法人の評議員の定数は 23 人であり、評議員の内訳は、第 1 号評議員は「本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者」9 人、第 2 号評議員は「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任した者」4 人、第 3 号評議員は「学識経験者のうちから、理事会において選任した者」10 人としている。評議員会にあらかじめ諮問する事項としては、事業計画、予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、寄附行為の変更等が寄附行為第 20 条に規定されている。
- ・平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度の評議員会への評議員の出席状況は次のとおりである。

平成 27 年度	月 日	5.27	6.29	10.29	1.25	3.24
	出席状況	21	14	21	23	22
平成 28 年度	月 日	5.23	10.31	1.23	3.22	—
	出席状況	22	20	22	22	—
平成 29 年度	月 日	5.29	11.14	1.23	3.27	—
	出席状況	21	20	21	22	—

- ・なお、寄附行為第 18 条第 9 項により「評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と定められていることから、意思決定に問題はなく、運営されている。

【自己評価】

- ・監事は、法令・寄附行為・各種規程等が遵守されているかをチェックし、公認会計士、内部監査室との連携による「三様監査」体制による監事監査を実施している。また、理事会、評議員会に毎回出席し、意見を述べており、監事機能は有効に機能している。
- ・評議員会は多様な意見を取り入れるという観点から、約半数を外部から選任している。寄附行為に基づく事業計画、予算、基本財産の処分等だけでなく、重要と判断した議案

についても諮問を行っており、諮問機関としての役割を果たしている。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・経営と教学部門の連携、情報共有は強化されてきており、経営戦略会議で本学の経営戦略をはじめ、重要案件を協議・検討している。今後は更に経営と教学部門の連携、一体的な意思決定と執行を可能にする仕組みを検討していくこととする。

5-4 財務基盤と収支

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

- ・平成26（2014）年度をスタートとする「学校法人東北工業大学第2次5ヵ年計画」を策定するとともに、その裏付けとなる健全な財政基盤を確立するための「学校法人東北工業大学第2次財務5ヵ年計画」を策定した。基本方針として、平成30（2018）年度までに学生生徒の収容定員を確保し、収入基盤の安定化と多様化を図るとともに支出の抑制に努め、財政基盤を確立し未来に向けて発展し続ける大学・高校を目指すこととし、期間最終年度となる平成30（2018）年度の数値目標を①人件費依存率70.0%以下、②帰属収支差額比率（現、事業活動収支差額比率）5.0%以上（収入超過）とした。
- ・収入基盤の安定化については、多様化する学生の受け入れ態勢の整備、退学・休学者の減少対策により、学生生徒の定員を確保し、学納金収入の安定化を図ることとした。
- ・支出の抑制については、ゼロシーリング等厳格な予算編成の実施や予算執行の支出管理を徹底し、経費節減に努めるとともに、理事会の下に「経費節減推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、物件費の抜本的な見直しを検討し、全構成員のコスト意識の醸成を目指すこととした。また、事業計画と予算の関連性を重視するとともに、予算編成時期の繰り上げ、直接経費（研究費）予算の積算基準の見直し等、予算制度の見直しを図った。
- ・教育研究環境整備として、大学施設整備構想検討委員会の下に「八木山キャンパス整備基本計画策定ワーキンググループ」を設置し、その検討経過を踏まえ、建設資金のリザーブ計画を策定した。
- ・施設整備については、平成26（2014）年度に八木山キャンパスクラブ棟建設工事、図書館本館改修工事、平成27（2015）年度に八木山キャンパス4号館大規模改修工事、同キャンパス東門周辺環境整備工事、平成28（2016）年度に長町キャンパスフットサル場人工芝敷設工事等、平成29（2017）年度に長町キャンパス駐輪場屋根敷設工事、高校グラウンドクラブ棟建設工事等を計画通り自己資金により実施した。

【自己評価】

- ・「第2次5ヵ年計画」に基づき予算編成を行い、適切に財務運営を行っている判断している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

- ・収支のバランスを保つためには、収入の70%以上を占める学生生徒等納付金収入を安定的に確保することである。平成23(2011)年3月発生 of 東日本大震災以降、学生確保にも影響し財務運営に大変厳しい環境となっていたが、教職員一丸となって学生確保の施策に鋭意努めた結果、表5-4-1のとおり、平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度と2年連続入学定員を確保した。
- ・「第2次財務5ヵ年計画」の期間最終年度となる平成30(2018)年度の数値目標とした①人件費依存率70.0%以下、②帰属収支差額比率(現、事業活動収支差額比率)5.0%以上(収入超過)を表5-4-2のとおり、平成29(2017)年度決算で事業活動収支差額比率が7.7%となり、1年前倒しで目標値を達成することができ、収支バランスを確保している。
- ・外部資金のうち科学研究費補助金の過去5年間の採択状況は、

平成25(2013)年度	(21件 34,970千円)
平成26(2014)年度	(30件 56,146千円)
平成27(2015)年度	(30件 52,440千円)
平成28(2016)年度	(24件 49,400千円)
平成29(2017)年度	(20件 55,380千円)

の実績がある。また、受託事業収入として

平成25(2013)年度	(13件 21,213千円)
平成26(2014)年度	(18件 29,580千円)
平成27(2015)年度	(22件 51,104千円)
平成28(2016)年度	(22件 44,079千円)
平成29(2017)年度	(18件 56,902千円)

の実績があり、財務基盤の確立に寄与している。大学ではこの他、採択制の補助金獲得にも積極的に取り組んでおり、主な補助事業は表5-4-3のとおりである。
- ・収支バランスの確保が資金の蓄積に繋がり、表5-4-4のとおり、平成29(2017)年度の運用資産は平成25(2013)年度に比較して約25億円増加している。また、貸借対照表関係比率では、全国大学法人の平均指標を上回っており、安定した運用可能資産を確保している。
- ・資金運用については、「学校法人東北工業大学資金運用規程」に則り、安全性を第一義とするとともに有利性にも配慮することとし、総資金運用利回り目標などを示した資金運用計画を理事会・評議員会の承認を得て、有価証券等の運用を実行している。また、四半期ごとの資金運用状況については、毎月開催される常勤理事会へ報告しているほか、5月定例の理事会・評議員会に年間の資産運用状況を報告している。

東北工業大学

表5-4-1 定員、入学者、在籍者数の推移（大学学部）（単位：人）

項目	H25	H26	H27	H28	H29	増減 (H25－H29)	増減 伸び率
入学定員	760	760	760	760	760	—	—
入学者数	649	697	689	776	891	242	37.3%
収容定員	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	—	—
在籍者数	2,773	2,687	2,645	2,789	3,001	228	8.2%

表5-4-2 事業活動収支の推移（単位：百万円）

項目	H25	H26	H27	H28	H29
事業活動収入計	5,854	5,525	5,427	5,661	6,109
事業活動支出計	6,014	5,691	5,648	5,451	5,636
事業活動収支差額比率	▲ 2.7%	▲ 3.0%	▲ 4.1%	3.7%	7.7%
人件費依存率	88.1%	79.1%	77.5%	71.5%	68.5%

表5-4-3 採択制補助事業の実績（単位：千円）

採択年度	補助金名	金額
平成 25（2013）年度	大学改革推進等補助金（復興大学） 私立大学等研究設備整備費補助金	46,169 20,527
平成 26（2014）年度	大学改革推進等補助金（復興大学） 大学改革推進等補助金（COC 事業） 私立大学等研究設備整備費補助金	37,033 14,167 11,384
平成 27（2015）年度	大学改革推進等補助金（復興大学） 大学改革推進等補助金（COC 事業）	33,330 20,574
平成 28（2016）年度	大学改革推進等補助金（COC 事業）	23,400
平成 29（2017）年度	大学改革推進等補助金（COC 事業）	18,500

表5-4-4 運用資産と積立額の推移（単位：百万円）

項目	H25	H26	H27	H28	H29
運用資産	12,672	13,182	13,567	14,330	15,165
現金・預金	1,971	2,082	2,463	3,074	3,181
有価証券（短期・長期）	5,462	5,763	5,559	5,379	5,620
第2号基本金引当特定資産	883	887	1,087	1,487	1,887
第3号基本金引当特定資産	432	487	502	511	521
退職給与引当特定資産	2,310	2,259	2,163	1,985	1,882
減価償却引当特定資産	1,614	1,704	1,794	1,894	2,074

【自己評価】

- ・ 学生数の増加に伴う安定した学生納付金収入に基づき予算編成を行い、収支のバランスを確保している。また、運用資産の増加により、内部留保資産保有率、運用資産余裕比率等も全国大学法人の指標を上回っており、財務基盤が強化されていると判断している。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後は学生数の収容定員確保に努めるとともに、多様化する学生の受け入れ態勢の整備、退学・休学者の減少対策により学生納付金収入を安定的に確保し、収入・支出のバランスを図り、収支をより改善し財務基盤の確立に努める。
- ・ 「学校法人東北工業大学第2次5か年計画」が平成30（2018）年度に期間最終年度となるため、次期財務中期計画を策定し累積繰越支出超過額の解消に向けて、確固たる財政基盤の確立を目指すこととする。

5-5 会計

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

- ・ 会計処理は、学校法人会計基準を遵守し「学校法人東北工業大学経理規程」及び関連規程などの諸規程に基づき適正に実施されている。
- ・ 配分された予算の執行については、各部門の責任者による決裁に基づき所定の手続きを経て執行され、業者・個人への支払いについては、法人本部財務課で一元的に処理を行っている。また、財務課では支払処理に基づき財務会計システムに入力し管理している。管理されたデータは予算執行状況の確認等に利用されている。
- ・ 予算は、3月開催の評議員会に諮問し理事会の議を経て決定している。予算の執行途中において状況の変化その他特別の事由により、予算の執行に重大な支障が生じたときは、予算の補正を行っている。

【自己評価】

- ・ 学校法人会計基準等に基づき、適正に会計処理がなされていると判断している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

- ・ 会計監査は、独立監査人の公認会計士5人（責任者2人）による監査と監事監査規程に基づき監事3人により定期的に監査を行っている。
- ・ 公認会計士による監査は、「私立学校振興助成法」に基づく監査のほか、財務面を通して管理運営が適正に行われているか監査している。なお、期中監査及び期末監査を年間20日間前後の日程で実施している。
- ・ 監事による監査については、監事監査規程に基づき監査計画書を理事長に通知し、期中監査及び期末監査を実施している。また、監事は公認会計士及び内部監査室と協議し、協調して効率的に監査を実施している。
- ・ 内部監査室による監査については、理事長の命により監査方針及び監査計画を作成し常勤理事会の承認を得、それに基づき監査を実施し監査結果を取りまとめ、5月開催の常勤理事会に報告している。なお、監事又は公認会計士と協議連携し、法人業務の改善及

び効率化に努めている。

【自己評価】

- ・公認会計士、監事、内部監査室の三様監査体制が機能しており、会計監査の体制整備と厳正な実施がなされていると判断している。

(3) 5－5の改善・向上方策（将来計画）

- ・内部監査室長の急な退職により、法人本部事務局次長がその職務を兼務していたが、平成 27（2015）年 4 月から専任の内部監査室長として採用補充した。
- ・内部監査室設置後 10 年が経過したことを踏まえ、機能の更なる充実強化を図るため、これまで運用内規により実施していたが、監査体制の充実が求められており「学校法人東北工業大学内部監査規程」及び「学校法人東北工業大学内部監査実施要領」を制定し、ガバナンスの強化を図る。

〔基準 5 の自己評価〕

- ・私立学校法第 1 条により、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」と規定されている。私立学校は自主性が尊重されるとともに、公共性が求められており、そのためには学校法人が適切な組織・運営等により様々な課題に対応していくことが不可欠である。本学においては、私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係法令を遵守し、私立大学として建学の精神を基本に、高等教育機関として求められる管理運営体制や関係諸規程を整備している。最高意思決定機関である理事会、教学部門の教授会、法人と教学部門の各組織の円滑な連携、理事長、学長のリーダーシップの下に、適切かつ機能的に運営されている。また、環境保全、人権、安全への配慮も適切に行っており、今後とも充実に努めていく。
- ・平成 26（2014）年度を初年度とする「学校法人東北工業大学第 2 次 5 ヶ年計画」を策定し、それに基づく事業計画、事業報告との関連性、目標設定、実行計画、自己評価、改善の仕組みを実施しており、その進捗状況については理事会、評議員会へ報告している。
- ・財務面については、健全な財政基盤を確立するため平成 26（2014）年度を初年度とする「学校法人東北工業大学第 2 次財務 5 ヶ年計画」を策定し、平成 30（2018）年度までに学生生徒の収容定員を確保し、収入基盤の安定化と多様化を図るとともに支出の抑制に努め、財政基盤を確立し未来に向けて発展し続ける大学・高校を目指すこととし、期間最終年度となる平成 30（2018）年度の数値目標を掲げていたが、平成 29（2017）年度決算において数値目標を 1 年前倒しで達成することができた。今後とも学生生徒の安定的確保を最優先課題として取り組み、財務の一層の健全化を図っていくこととしている。
- ・独立監査人、監事、内部監査室の監査体制が整備され、会計処理は学校法人会計基準を遵守し「学校法人東北工業大学経理規程」及び関連規程などの諸規程に基づき適正に実施されている。
- ・以上のように、本学では関連法令を遵守するとともに、関係諸規程を整備し経営・管理を行っている。財務面についても、厳しい環境の下、学生生徒の安定的確保を最優先課題として、理事長、学長の強いリーダーシップの下、改善努力を行っている。ガバナンスの強

化及びマネジメント機能の強化により、適切な管理運営を行っていることから、基準5「経営・管理と財務」の基準は満たしていると判断する。

基準6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

(1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

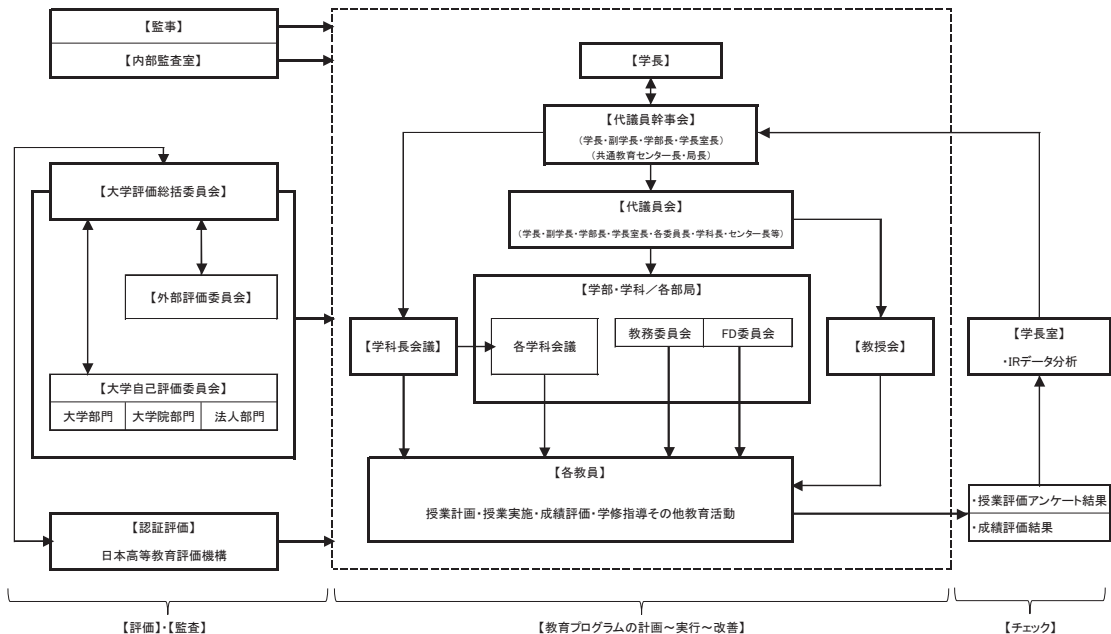
【事実の説明】

- ・教育の質保証に関わる組織体制、カリキュラム、FD委員会、教学IR等の報告・審議は代議員幹事会で行われている。代議員幹事会は学長を議長とし、副学長、学部長、共通教育センター長、学長室長、事務局長を構成員とした会議で、大学全体の教学関連事項を協議・推進する組織である。この会議での議論を踏まえて、代議員会で審議される他、学部長が議長である学科長会議で議論された後に、各部局でも検討され、それぞれの年度計画に反映されている。各部局で実施した事項に関しては年度総括として代議員会に報告されている。
- ・学長から各部局に対する個別の諮問事項もあり、年度総括においては諮問事項の進捗状況報告と次年度に向けた予定も記載されている。各部局の総括及び計画は、教授会でも報告され、教職員と情報共有されている。
- ・建学の精神を踏まえた AEGG ポリシーに基づき教育研究体制を整備しており、内部質保証は、大学自己評価委員会及び大学評価総括委員会により行っている。
- ・大学が行う自己点検・評価に外部の意見を反映させ、客観性及び妥当性を得るために外部評価委員会を設置しており、外部評価委員には、経済界・マスコミ・私立大学・国立大学・同窓会の各関係者から5名が就任している。
- ・外部評価委員会では、大学組織の運営方針と問題点・教育研究組織・地域連携・産学連携・国際協力・教員の研究実績と社会貢献・財務状況・法人運営等について、幅広い視点から貴重な指摘や助言をいただいている。委員会の審議状況については、議事録の他、委員からの指摘、助言、質問に対する本学としての回答書をまとめ、委員に送付している。また、現時点で対応できていない問題については、真摯に受け止め、改善に向け努力していくこととしている。
- ・平成26（2014）年度に「第2次5ヵ年計画」が理事長の責任のもとで作成され、3年目の平成28（2016）年度に中間評価を行い、計画の進捗状況の把握と遂行上の課題等を審議した。また、毎年度、各部局において5ヵ年計画を踏まえ、総括並びに次年度計画を代議員会へ提出し、議論を行っている。また、学長から各部局に対して前年度総括を踏まえた諮問事項が提示され、学長のリーダーシップが各部局の新年度計画に反映されている。
- ・教育担当副学長を委員長とするFD委員会が、教育の質向上に向け、毎年数回のFSD研修会（FDとSDを兼ねた研修会）を開催するとともに、授業評価アンケートの結果により優秀教員表彰を行っている。尚、教員には、FSD研修会への参加が義務付けられている。
- ・教学IR活動が学長室を中心として行われており、IRデータに基づきAEGGポリシー

の適切な履行状況の把握と改善に向けた施策が各責任部局において実施されている。

- ・事務局から独立して設置している内部監査室では、財務監査とともに教学監査も実施している。平成 29 (2017) 年度は職員、並びに学部長、学科長へのヒアリングを実施し、大学の業務全般に関して現状把握と課題抽出を行っており、結果を理事会、代議員会に定期的に報告している。
- ・これらの関係性を示したものが、図 6-1-1 である。

図6-1-1 教育プログラムの内部質保証に関する組織体系図



【自己評価】

- ・大学評価総括委員会及び大学自己評価委員会による、自主的かつ全学的な自己点検評価の体制が確立していることに加え、外部の意見を反映させるための外部評価委員会も設置されており、内部質保証の状況のチェック体制は、整備されている。
- ・5ヵ年計画が理事長の責任のもとで立案されたものであり、教育担当副学長がFD委員会委員長を担務していることから、内部質保証の責任体制は確立している。
- ・学長のリーダーシップのもとで各部局の前年度総括並びに次年度計画が立てられており、内部質保証に向けた教学の責任体制が確立している。
- ・IR部局として学長室が設置され、また、独立した内部監査室が業務並びに教学監査を実施しており、内部質保証を検証する体制が整備されている。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・事実の説明で記載されているように内部質保証のための組織として、大学評価総括委員会、大学自己評価委員会、外部評価委員会が設置されている。
- ・現在の自己点検評価の実施周期は3年毎であるが、年度計画及び総括が各部局で毎年行われていること、5ヵ年計画が進捗していること、更に、少子化の進展や社会情勢の変化が速いこと等を踏まえると、今後の自己点検評価については、重要項目ごとに毎年実施し、迅速な課題の抽出と改善を行っていくことが求められる。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【事実の説明】

- ・内部質保証のための組織として、大学評価総括委員会、大学自己評価委員会、外部評価委員会が整備されており、3年毎に自己点検・評価を実施して教育の質保証に向けた改善に取り組んできた。
- ・大学自己評価委員会が取り纏めた自己点検・評価の結果及び改善を要する事項は、大学評価総括委員会に報告され、大学評価総括委員会が改善を要する事項の対応調整を行うこととしており、各関連部局での改善へと繋がる仕組みになっている。
- ・自己点検・評価の結果を踏まえて外部評価委員会を開催し、学外の委員からの評価意見を受けている。また、日本高等教育評価機構による平成 25（2013）年度認証評価の自己点検評価書並びに評価報告書は、全教職員に公開されており、本学の評価に関する教職員の認識は十分に行われている。
- ・自己点検評価書は、学外に向けホームページ上で公開している。
- ・毎年度末に、学生への大学評価アンケートを実施しており、集計結果を学内ポータルサイトに掲載・公表するとともに、学生の要望や不満を把握・分析し、大学の運営に反映させている。
- ・科目毎に授業評価アンケートを実施しており、評価の低い教員に対しては授業改善計画を FD 委員長に提出することを義務付けている。また、高い評価を受けた教員には、優秀教員表彰を行っており、教育改善に向けたインセンティブ高揚を図っている。
- ・授業評価アンケートでは、各授業の項目ごとの評価の他に、自由記述欄において学生からの意見が記載されており、教員はその意見に対して Web 上で回答することが義務付けられている。学生視点での各授業における教員への課題指摘により授業の質向上の効果が上がっている。
- ・学内に学長直行便の投函ポストを設置し、学生からの学修環境、授業・教育プログラム等の教育改善に向けた意見聴取を随時行っており、学長より指摘事項への回答を学内で公表するとともに、関係部局に対して改善に向けた検討指示が行われており、 Semester 毎の授業アンケート時の学生からの課題指摘とともに、随時教育の質の改善が行われている。
- ・高校生からの大学に対する評価の一つであるオープンキャンパス参加者数、アンケート情報は教職員にとって重要な評価指標であり、入試広報課で収集した結果を教職員に周知し、高校生からの大学評価を認識するとともに大学の自己点検に活用している。
- ・FD 委員会、教務委員会主催のシンポジウムは、教員に対して原則参加することと決められており、教育の質向上に向けた情報共有が行われている。また、学部会議、学科長会議等で、学生の学修状況や、退学者抑制の課題に関する IR データに基づく現状と対策に向けた報告が行われ、教育の質向上に向けた教員の情報共有が行われている。
- ・本学では、現状把握のための教学に拘わるデータ収集・整理と分析を加えることにより、

様々な問題点や課題を明らかにしている。複数の委員会に関連する課題の分析に関しては、学長室により問題点や課題を明らかにしている。この分析に際しては、エビデンスに基づく十分なデータにより、他大学の公開されている情報を踏まえ客観性の高い自己点検・評価を実施している。

【自己評価】

- ・ 内部質保証のための自己点検評価を、大学評価総括委員会、大学自己評価委員会、並びに外部評価委員会において、定期的に実施している。
- ・ 5ヵ年中期計画の遂行、並びに毎年の各部局による総括と計画が提出されており、大学組織と法人組織が連携して内部質保証のための取組みを行っている。これらの計画、報告は教授会に提出され、教職員にも共有されている。
- ・ FSD 研修会が毎年数回開催されており、教職員の教育の質改善に向けた情報共有が行われている。
- ・ 自主的な内部質保証のための取組みとして、授業評価アンケート等により学生からの指摘事項を収集し、課題解決に向けて迅速な対応を行っている。
- ・ 下記で詳細に記載する教学 IR 活動による客観的データにより内部質保証の自己点検を行っている。

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

- ・ 平成 26 (2014) 年度に学長室を設置し、それまで各部局で管理していた情報に関して、退学者抑制を中心課題として、教学 IR データの整備を本格的に開始した。翌年度は、専任職員が配置され、入学時点からの学修状況把握に向けて、全学生の履修状況及び成績等の情報を一元的に集約し、全学・学部・学科単位での学修状況の把握と、退学要因の調査・分析を行っている。
- ・ 学長室の教学 IR データは、各 Semester 終了時の GPA 調査・分析結果、また、年度初めには退学者の調査・分析結果、入学年度当初に行われるプレースメント試験結果である。これらの調査・分析結果などは代議員幹事会に報告され、その後、学部長が議長である学科長会議で議論され、各学科会議で各学科の教員に情報共有され、教育の質向上に活用されている。
- ・ 全学、両学部、各学科の Semester 毎の入試形態別 GPA 分布により多様な学生を受け入れているアドミッションポリシーの有効性を確認すると共に、学修支援センターの整備に至っている。
- ・ 学長室の IR 調査・分析体制は、専任教職員、並びに教務委員会副委員長、入試委員会副委員長、FD 幹事会委員の他、数名の教員により構成されている。教学データを入試システム、教務システムから IR データベースに移行し、ビジネスインテリジェンスツール（以下、「BI ツール」）により可視化され、学長室員、代議員幹事会委員に供覧し、情報共有が行われている。即ち、IR データは教育の質保証に向けた委員会活動のエビデンスとして活用されている。
- ・ 退学者の調査による要因分析に基づく種々の施策により、在学者数が増加しているにも

拘らず、退学者数の増加は抑制されており、退学率が低減している。

- ・平成 27 (2015) 年度から平成 29 (2017) 年度の卒業生の通算 GPA の調査により、卒業生の平均 GPA は上昇しており、平成 29 (2017) 年度卒業生の平均 GPA は 2.37 であった。また、GPA が 1 以下の学生は 4 年生にはいないことを踏まえて、各学科における GPA1 以下の学生に対して学生指導を行うことが「学生便覧・シラバス」上に記載され、学生の学修意欲向上を目指している。
- ・学長室の教学 IR の調査・分析機能を充実させるために平成 29 (2017) 年度より学長室データベースの整備と BI ツールを導入し年度推移等のビッグデータを用いた教学データの可視化を図っている。

【自己評価】

- ・IR データを教育プログラムの改善と学修指導の向上のために活用し、退学率の低下や平均 GPA の向上など、具体的な指標において効果が上がっている。
- ・平成 27 (2015) 年度以降の入学生を対象として、入学時から卒業までの学修データの収集が進んでおり、平成 30 (2018) 年度には、入学から卒業までの 4 年間の学生情報が把握できる状態となる予定である。このことにより、各セメスターにおけるカリキュラムの年度毎の推移が把握でき、教育課程の適切性の評価に資することができると判断している。
- ・今後、学修支援・退学者抑制・卒業率向上などの施策へ IR データの反映が可能となる。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育の質向上に向けて、学生の学修状況に関する情報、学生生活に関する情報、企業からの卒業生についての評価に関する情報等を収集することで、教学 IR データの更なる充実を図るとともに、教職員と情報共有することで、自己点検・評価の質的改善に資するよう努めていくことが求められる。
- ・特に学生の生活面での状況と学修時間との関連性や、在学生の自己評価、本学に対する卒業生の評価、卒業生に対する採用企業側の評価等に関しては、現時点で十分把握されていないので、それらの情報収集方法も含めて検討課題である。

6-3 内部質保証の機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【事実の説明】

- ・自己点検・評価活動の結果は、教職員への周知とともに教育・研究活動の向上に向けた 5 ヶ年計画へ反映させており、また、年度ごとの事業計画として活動に反映させている。事業報告書においては、当初計画と比較した上での達成状況をチェックし次年度の計画に反映させており、所謂、教育・研究の向上に向けた自己点検評価の PDCA サイクル

の仕組みが構築されている。

- ・教育の質保証に向けた教育プログラムの運用体制に関しては、学長の諮問機関であり且つ各学科の教員からなる教務委員会が審議し、代議員会、教授会の審議を経て全学の教職員への周知がされている。
- ・教育の質向上に向けて平成 29（2017）年度に学修支援システム（LMS）を導入し、アクティブラーニング、PBL 等の学修効果を向上させる施策を実施すると共に、FD 活動の一環として、学修支援システム（LMS）の活用事例紹介などを行い教員の教授法の改善に向けた積極的活用を促進した。その結果、学修支援システム（LMS）をアクティブラーニング等に活用した授業改善が進捗している。
- ・FD 委員会、教務委員会の企画に基づき、FD 研修会が種々のテーマで開催されており、教員は参加を義務付けられている。研修会はビデオ収録されており、都合により出席できない教員は e-ラーニングにより後日研修を受け、全学的な教育の質向上を組織的に図っており、アクティブラーニング等の「教える」から「学ぶ」への教授法の改革が行われている。
- ・上述のような体制、誠実性に基づき教育の質保証に向けた PDCA サイクルが機能していると判断できる。

【自己評価】

- ・毎年の各部局の総括、次年度計画が行われていること、並びに、学長のリーダーシップによる各部局への個別の諮問事項の要請が行われていることから教育の質保証に向けた毎年の PDCA サイクルは機能している。
- ・IR データにより毎年の各学部、学科の GPA に基づく評価も行われており、更に、GPA の年度推移も可視化され、各学部、学科の教育プログラムの改善が行われている。

（3）6－3の改善・向上方策（将来計画）

- ・現在の年度計画・総括の項目は各部局に委ねられている事項が多い。各部局の課題は個々に異なるが、年度計画では学部毎に共通の事項を決めて立案していくことで、学科毎の相互連携が可能となると考えられる。更に、現在の年度計画・総括のサイクルを踏まえながら、自己点検評価の毎年実施に向けた検討が必要である。

【基準6の自己評価】

- ・大学の社会的使命を達成するために、AEGG ポリシーを設定し、自己点検・評価の仕組み構築により不断の検証・改善を行うとともに、その結果を内外に公表し、教育研究の質向上に努めることが不可欠である。この基本的認識のもとに、第三者の立場から本学の教育・研究活動の質向上に向けた組織として外部評価委員会を設置し、定期的に提言をいただくことで大学運営に反映させており、大学の社会的使命の達成を果たす内部質保証システムが構築されていると判断している。
- ・自己点検報告書は本学ホームページ上で公開しており、社会に対する説明責任を果たしていると判断している。
- ・教学に関する重要事項の審議に関しては、代議員幹事会、代議員会、教授会の審議を経て全学の意志決定が行われている。課題に応じて、学長指示に基づき適宜プロジェクトチー

ム、ワーキンググループが構成され、方針案が諮問され、諮問結果に関しては上記全学意志決定の仕組みに沿って審議され全学の方針となっている。また、教育担当副学長が、FD 委員会委員長等の教育の質向上に拘わる全学的組織の部局長も兼務しており、教育の質向上に向けた責任体制が確立していると判断している。

- ・ 内部監査室においては、財務・業務監査ともに教学監査も実施しているところであり、法人、大学を挙げての教育の質保証・改善に向けた組織的活動が構築されている。
- ・ 以上のことから、本学の内部質保証体制は、確立されているものと判断している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域連携・産学官連携

A-1 地域連携

(1) A-1の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 本学が行っている地域連携活動

【事実の説明】

- ・地域連携センターが中心となって、地域自治体あるいは地域の諸団体等との交流や連携を深めるとともに、地域連携研究を推進し、地域の要請に応えつつ学生の現場教育活動への取り組みを積極的に支援している。
- ・平成 29（2017）年度でそれぞれ 4 年目、3 年目を迎えた、文科省による「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC + 事業）」について、さらなる地域志向教育の充実と地域の課題解決に取り組むことのできる人材育成事業の推進を図っている。
- ・COC 事業においては、「オールせんだいライフデザイン実践教育共創事業」として、教育・研究・社会貢献事業に取り組んでいる。教育事業では、地域志向教育の基本方針を定め、COC 推進室と教務委員会が協力して開講科目の 20%（120 科目程度）を地域志向科目とすべく取り組みを推進している。また、平成 28（2016）年度から、1 年生を対象に学科横断型の地域志向科目（必修科目）を新たに設定し、地域で活躍している企業人や自治体関係者を講師に迎え、地域の魅力と課題について学修する授業を開講している。
- ・COC の研究事業では、「せんだい創生プロジェクト」によって、地域の課題解決に向けた教員の研究活動に学生を積極的に参画させ、研究とともに地域志向教育を念頭に置いた活動を展開している。本事業へ参加する教員は全教員の 30%、参加学生数は 100 人を目標に置いているが、一部は既に達成している。
- ・COC + 事業においては、主幹校である東北学院大学とともに「みやぎ・せんだい協働教育基盤による地域高度人材の育成事業」に取り組んでいる。本学は、「企業支援部会」の部会長校として、COC + 学内支援部会が推進母体となり、就職を希望する学生と地域企業がともに成長することを目指した「創造的インターンシップ」事業を積極的に推進している。
- ・県補助を得て平成 29（2017）年度に再スタートした学都仙台コンソーシアムの復興大学事業については、全体を統括する事務局機能を果たすとともに、主管業務として、県民講座や現場実習を含む復興人材育成教育事業および被災地の企業を支援するワンストップサービス事業の円滑な運営に努めている。

【自己評価】

- ・地域自治体あるいは地域の諸団体等との交流や連携を深めるとともに、地域連携研究を

推進し、COC 事業や COC + 事業、復興大学事業などを通じて、地域のニーズと大学のシーズをつなぐことを目指して活動を推進している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・COC は平成 30（2018）年度、COC + は平成 31（2019）年度に事業が終了するので、その後の事業推進体制を考えなければならない。幸い、COC は COC 推進室に教務委員会、教務学生課、地域連携センターが、そして、COC + は COC + 学内支援部会に就職委員会およびキャリアサポート課が協力して運営に当たっているため、事業終了後、COC 推進室や COC + 学内支援部会がなくなったとしても、それぞれの事業はその協力体制のもとで継続していくことが望まれる。

A-2 産学官連携

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 本学が行っている産学官連携活動

【事実の説明】

- ・平成 28（2016）年に「東北工業大学産学官連携ポリシー」を策定し、以下の方針を内外に公表している。①地域社会の発展に貢献するため産業界及び地域の要請に応える教育研究活動を展開し、その成果を公開して広く地域社会に還元する、②産業界、自治体等、地域との交流や連携を強化し、教職員の教育研究活動の積極的な取り組みを推進する、③産学官連携活動を積極的に推進するための効率的な組織と制度を整備する、④産学官連携活動を通して社会の発展に寄与できる人材を育成する、⑤法令及び本学規程を遵守した透明性ある産学官連携活動を行い、社会への説明責任を果たす。
- ・「産学官連携ポリシー」に基づき、地域連携センターが中心となり「東北工業大学研究シーズ集」を作るなどして、地域産業界からの要望に応じて本学シーズとのマッチングを行い、さまざまな企業課題解決に向けた相談に応じている。これらの活動によって受託研究や研究助成につながった例は少なくない。
- ・本学の研究シーズの発信の場として一番町ロビーで Tohtech サロンを開催するほか、大崎市や石巻市において地域企業を対象としたセミナーを開催している。また、県内外を含め、さまざまな機会を通じて本学研究資源のパネル出品を行い、地域産業界にアピールを図っている。
- ・地域企業が抱えるさまざまな課題に教員と学生が取り組み、企業にとっても教員・学生にとっても有益で実践的なプロジェクト研究の場をコーディネートしている。
- ・県の委託事業である「地域 ICT 利活用コーディネート業務」や学都仙台コンソーシアム復興大学の「ワンストップサービス業務」などを通じて、震災で被災した地域企業の課題解決に向けた相談に応じている。

【自己評価】

- ・「東北工業大学産学官連携ポリシー」に基づき、地域産業界との交流や連携を深めると

ともに、産学連携研究を推進し、ICT 利活用コーディネート事業やワンストップサービス事業などを通じて、地域企業のニーズと大学のシーズをつなぐことを目指して活動を推進している。

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・産学連携研究は企業からの受託研究費、研究助成費を呼び込み、その研究成果は発明や特許などの知的財産に発展する可能性を持っている。これら一連の研究支援業務を地域連携センターが担うのは過重であり、新しい部局の設置が望まれている。(平成 30(2018)年度に、研究支援センターが設置され、地域連携センターの研究・知財部門業務は研究支援センターに移管されることとなった。)

[基準Aの自己評価]

- ・地域と共にある大学、地域に貢献する大学は本学における不変の大学像であり、現在の活発な地域産学連携活動はその大学像に合致していると判断している。

基準B. 高大連携

B-1 本学における高大連携の取組

(1) B-1の自己判定

基準項目B-1を満たしている。

(2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 併設高校（仙台城南高等学校）との高大連携

【事実の説明】

- ・平成28（2016）年度に、併設高校（仙台城南高等学校）と連携連絡協議会（通称：KJ協議会）を結成し、定期的に協議会を開催し、様々な高大連携活動を実施している。平成29（2017）年度には、「学校法人東北工業大学連携連絡協議会運営規程」を制定し、常設の協議会として運営していくこととなった。
- ・KJ協議会のメンバーは、以下のとおりである。
（大学）副学長、学長室長、学部長、共通教育センター長、大学事務局長、ほか
（高校）校長、教頭、科長、進路指導部長、ほか
- ・KJ協議会は、以下の分科会・WGを設置している。

テクノフォーラム分科会	科学技術科ゼミ分科会
アカデミックインターンシップ分科会	連携教育分科会
探究科ゼミ分科会	女子フォーラム WG

【自己評価】

- ・高校生の大学での学びの意欲を高めるテクノフォーラムを、対象学年に応じた内容で、それぞれ年2回開催しており、より効果的な施策となるよう高大連携してその内容を吟味している。
- ・高校生のより深い学びを目的にする科学技術科ゼミ、探究科ゼミの支援は、成果発表会での大学教員の講評に留まらず、課題設定段階から高校教員と大学教員が協議する態勢が整えられ、より実効的になってきている。
- ・アカデミックインターンシップ参加希望者が増加したが、分科会の調整により円滑な受け入れが行われている。
- ・高大7年間の学びを見守る連携教育分科会は、高校卒業後の大学での個々人の修学状況をモニタリングし、必要に応じて高大連携した学修指導を実施している。
- ・以上のように、幅広い密な高大連携を確立していると判断する。

B-1-② 併設高校以外の高校等との高大連携

【事実の説明】

- ・宮城県白石工業高等学校と「高大接続研究事業に関する覚書」を結び、講座テーマを高校側に提案し、出前講座を実施している。
- ・宮城県仙台向山高等学校と「アカデミックインターンシップ（高大連携）に関する覚書」を結び、本学教員の指導のもと、研究の補助活動を通して、大学における研究活動のやりがいや厳しさを生徒に体験させている。

- ・宮城県工業高等学校と「高大接続に関する協定」を結び、教育機能に係る交流連携を行っている。
- ・仙台高等専門学校と「学術交流協定及び地域貢献に関する協定に基づく就業体験（インターンシップ）に関する覚書」を結び、本学教員の指導のもと、研究活動などの就業体験を行っている。
- ・福島工業高等専門学校と「学術交流及び地域貢献に関する協定」を結び、情報交換、研究協力の推進、学生教育の相互支援、地域貢献の推進など、相互協力による活動を行っている。
- ・鶴岡工業高等専門学校と「学術協定と地域貢献に関する協定」を結び、研究、教育及び地域貢献の分野における相互協力を行っている。
- ・宮城県仙台第三高等学校と共に、国立研究開発法人科学技術振興機構の企画である「みやぎサイエンスフェスタ」に参加している。
- ・仙台市立仙台工業高等学校からは、建築学科においてインターンシップを受け入れ、研究室の見学や模擬授業の受講、実験・小作品作成体験などを行っている。
- ・宮城県黒川高等学校からは、講義体験を受け入れている。実際の時間割編成上の講義を受講し、進学意識の向上、学問に関する興味関心を高めている。
- ・宮城県気仙沼高等学校の国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図る「SGH事業」の連携大学として、課題研究等における助言・指導や生徒の研究訪問の受入を行っている。
- ・宮城県教育委員会との「包括連携協力に関する協定」に基づき、宮城県多賀城高等学校災害科学科における大学連携授業へ教員を派遣するなどの支援を行っている。

【自己評価】

- ・本学における併設高校以外の高校等との高大連携は、学校法人を同じくする仙台城南高等学校のみならず、公立高等学校、国立高等専門学校と高大接続に関する協定を結ぶなど、幅広い交流を図り、密な高大連携を確立していると判断する。

(3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・これまで構築してきた各高等学校、各高等専門学校との関係をさらに密にするとともに、さらに多くの東北地方における高等学校等との交流や連携を深め、高大連携を拡充していく所存である。
- ・これまでの高大連携は、高校生の大学体験的な側面が強いように思われる。今後は、工科系私立大学の特色を生かし、理工系学生の早期育成的な側面を徐々に強化する必要があると思われる。

【基準Bの自己評価】

- ・学校法人を同じくする仙台城南高等学校をはじめ、本学は多くの公立高等学校、国立高等専門学校と密な高大連携を確立していると判断する。

V. 特記事項

1. 本学における国際交流の取組み

本学は、平成 27（2015）年に「東北工業大学国際化ビジョン」を策定し、海外の大学との学術交流を積極的に推進している。現在、国際交流協定を締結した大学は、学科同士の協定も含めると 15 校（中国 6、韓国 2、台湾 2、タイ 1、ベトナム 1、インドネシア 1、フランス 1、アメリカ合衆国 1）である。これらの大学とは、学生の派遣と受け入れの MOU（覚書）を取り交わしており、平成 27（2015）年度～29（2017）年度の 3 年間の派遣総数は 124 名、受け入れ総数は 133 名である。

また、近年のトピックスとしては、平成 28（2016）年 11 月に、日本国際協力センター（JICE）の「KAKEHASHI Project」に本学が採択され、米国テキサス州のヒューストンに、学生 23 名（引率教員 2 名）を派遣したことがあげられる。これには、学内公募段階で 100 名近い学生が手を挙げたため、国際交流委員会幹事会が中心となって英語のプレゼンを含む面接審査を行い、各学科各学年からバランスの取れた派遣団の結成に努めたところである。

2. 本学における生涯学習の取組み

本学では、平成 7（1995）年の第 1 回オープンカレッジ以来、22 年にわたって一般市民を対象とした公開講座を開催してきた。平成 15（2003）年 10 月の一番町ロビー開設後は、会場を一番町ロビー 4 階ホールに移し、さらに平成 28（2016）年 4 月以降は、改装した同 2 階ホールに会場を移して今日に至っている。平成 29（2017）年度末までの通算回数は 420 回を数えており、本学の公開講座は、教員・学生にとっても、一般市民にとっても定着したイベントとして社会発信できていると言える。

平成 27（2015）年度～29（2017）年度の 3 年間の講座数は 110 であり、参加者数は学内 541 人、学外 1299 人、合計 1,840 人である。いずれの年も学外者が全体の 70% 前後を占めている。全体的に「文系」的な講座の人气が高く、50 人を超える受講生が集まる一方、テーマが専門的すぎて少人数のときもある。これはとりも直さず、本学の大多数の教員が担当する「理系」の講座に一層の工夫が求められている証左であろう。

3. 本学における研究活動の取組み

本学の個々の教員の研究業績は、附属図書館で毎年発刊している「東北工業大学研究業績一覧」に掲載するとともに、ホームページの「情報公開」欄で公表している。平成 27（2015）年度、平成 28（2016）年度の研究論文数は、其々 104 編、81 編、研究発表・学術講演数は、其々 355 件、323 件であり、概ね研究活動は活発に行われている。

研究費については、地域連携センターが中心となって「研究シーズ集」を作成し、地域産業界のニーズと本学教員のシーズのマッチングを行い、外部資金の導入につなげている。また、科研費研修会を開催し、教員の科研費申請と獲得に向けた取り組みを支援している。平成 27（2015）～平成 29（2017）年度において、科研費と受託研究費等を合わせた年平均件数は約 100 件、年平均金額は約 1 億 5,000 万円であり、これは教員数 110 人規模の大学としては、それなりに評価できる外部資金獲得状況と言えよう。

平成29年度 東北工業大学の現状と課題
自己点検・評価報告書

発行日 平成30年11月
発 行 学校法人 東北工業大学
〒982-8577 仙台市太白区八木山香澄町 35 番 1 号
電話 (022) 305-3415